

# 第2次豊郷町地域福祉計画

誰もが 輝き 生きる喜びを共に 実感できるまち とよさと

令和6年3月

豊郷町

## ごあいさつ

豊郷町において、高齢化や人口減少が進むとともに、個人の価値観やライフスタイルが多様化し地域のつながりが希薄化する中で地域での見守りや支え合いが難しくなっています。

誰もがさまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、町民・自治会・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が協働し、お互いに助け合い・支え合いながら課題解決に取り組む仕組みづくりがますます重要になっています。

こうした仕組みづくりを推進するための指針として、この度「第2次豊郷町地域福祉計画」を策定しました。

孤立している人や困りごとを抱えていても専門機関につなげることができない人、制度の狭間と言われる課題を抱えた人などに積極的にアプローチし、支援を行う取組などを盛り込み、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「支え合いと絆のある地域福祉コミュニティ」の形成をめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力くださいました豊郷町地域福祉計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケートやワークショップにおいて、貴重なご意見を賜りました多くの関係団体、町民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

豊郷町長 伊藤 定勉

# 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって .....                   | 1  |
| 1 地域福祉とは .....                        | 1  |
| 2 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方 .....           | 1  |
| 3 豊郷町における地域の範囲 .....                  | 2  |
| 4 計画策定の趣旨 .....                       | 2  |
| 5 計画の位置づけ .....                       | 3  |
| 6 計画の期間 .....                         | 5  |
| 7 計画の策定体制 .....                       | 6  |
| 第2章 豊郷町の現状と課題 .....                   | 7  |
| 1 地域の現状 .....                         | 7  |
| 2 住民アンケート調査 .....                     | 16 |
| 3 ワークショップ .....                       | 26 |
| 4 庁内検証（前回計画の進捗評価） .....               | 28 |
| 5 課題のまとめと今後の方向性 .....                 | 33 |
| 第3章 計画の基本理念と将来像 .....                 | 34 |
| 1 基本理念と将来像 .....                      | 34 |
| 2 基本目標と基本施策 .....                     | 35 |
| 第4章 施策の展開 .....                       | 36 |
| 1 子ども・若い世代が元気に活躍できるまち .....           | 36 |
| 2 安心して子育てができるまち .....                 | 39 |
| 3 高齢者がすこやかにいつまでも自分らしく過ごせるまち .....     | 42 |
| 4 障がいや生活困窮、孤立など、さまざまな問題を解決できるまち ..... | 46 |
| 5 尊重し合い、支え合う絆のあるまち .....              | 51 |
| 再犯防止推進計画 .....                        | 55 |
| 第5章 計画の推進 .....                       | 56 |
| 計画の推進と進行管理 .....                      | 56 |
| 資料編 .....                             | 57 |
| 1 計画策定経過 .....                        | 57 |
| 2 豊郷町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....            | 58 |
| 3 豊郷町地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....            | 59 |
| 4 用語の説明 .....                         | 60 |

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もがさまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、町民・自治会・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等まちで暮らすすべての人が主役となって、お互いに支え合い、助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。

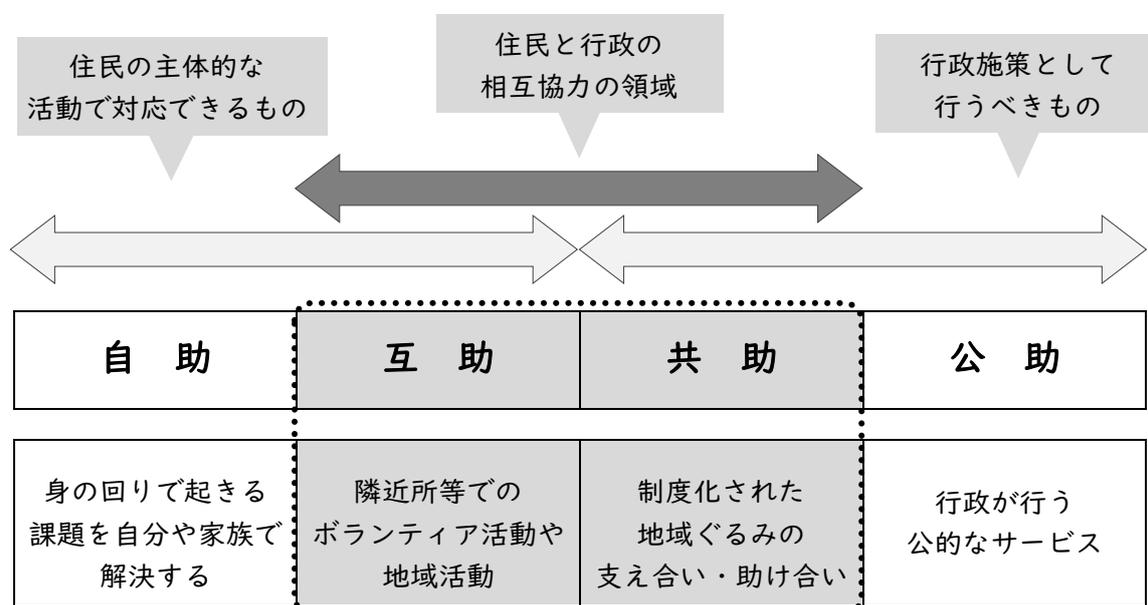
近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化、社会情勢が変動する中で、人々の価値観は多様化し住民同士のつながりの希薄化が浮き彫りになっており、私たちの生活はさまざまな課題に直面しています。

また、孤立・孤独や虐待、生活困窮者や自殺者の増加などの社会問題や、現在の福祉制度では対応できない、制度の狭間と言われる課題に対応するための支援が必要となっています。そのため、2021年（令和3年）に社会福祉法の一部が改正施行され、生活課題を抱える住民を支援する体制や、住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的に支援することができるよう、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

多様化・複雑化する課題や一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域での住民同士の支え合い、助け合いによる取組を進めていく必要があります。

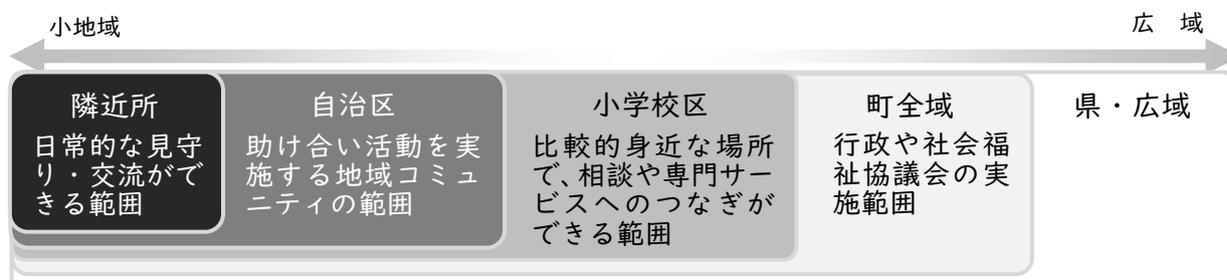
## 2 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、町民・自治会・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが必要となり、「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要となります。



### 3 豊郷町における地域の範囲

地域福祉を進めていくうえでの「地域」の捉え方は、地域の課題や取組の大きさ、範囲によって異なります。隣近所の最も小さな範囲から、町全域、県・広域まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において取組や施策を展開することで、効果的な活動の推進につながります。



### 4 計画策定の趣旨

わが国では、高齢化や人口減少が進み、地域における支え合いや助け合いの基盤が年々弱まっています。人口減少が本格化することで、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、大規模な自然災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれています。

また、社会保障制度は、これまで高齢者、障がいのある人、子どもなどの対象者ごと、生活に必要な機能ごとに人々の暮らしを支えてきましたが、近年はさまざまな分野の課題が絡み合い多様化・複雑化し、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーの問題など個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況も増えています。

こうした社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域における住民同士のつながりを再構築することが重要です。誰もが自身の役割を自覚し、お互いが存在を認め合い、そして支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が求められています。

豊郷町（以下、「本町」という。）においても、高齢化や人口減少が進むとともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報化社会の進展などによって地域のつながりが希薄化し、地域での見守りや支え合いが難しくなっています。誰もがさまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、町民・自治会・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が協働し、お互いに助け合い・支え合いながら課題解決に取り組む仕組みづくりがますます重要になっています。

こうした仕組みづくりを推進するための指針として、この度「第2次豊郷町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。孤立している人や困りごとを抱えていても専門機関につながるができない人、制度の狭間と言われる課題を抱えた人などに積極的にアプローチし、支援を行う取組などを盛り込み、あらゆる住民が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「支え合いと絆のある地域福祉コミュニティ」の形成をめざす指針としての協働計画と位置づけます。

## 5 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条規定に基づき、地域社会の推進に取り組むための『理念』や『仕組み』をつくる総合的な計画として、市町村が策定する計画であり、平成 30 年に社会福祉法が改正され、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。

#### 社会福祉法（抄）

##### 【地域福祉の推進】

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### 【市町村地域福祉計画】

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

なお、再犯防止推進法第 8 条第 1 項の規定に基づく「再犯防止推進計画」は、本計画に付随されています。

#### 再犯防止推進法（抄）

##### 【地方再犯防止推進計画】

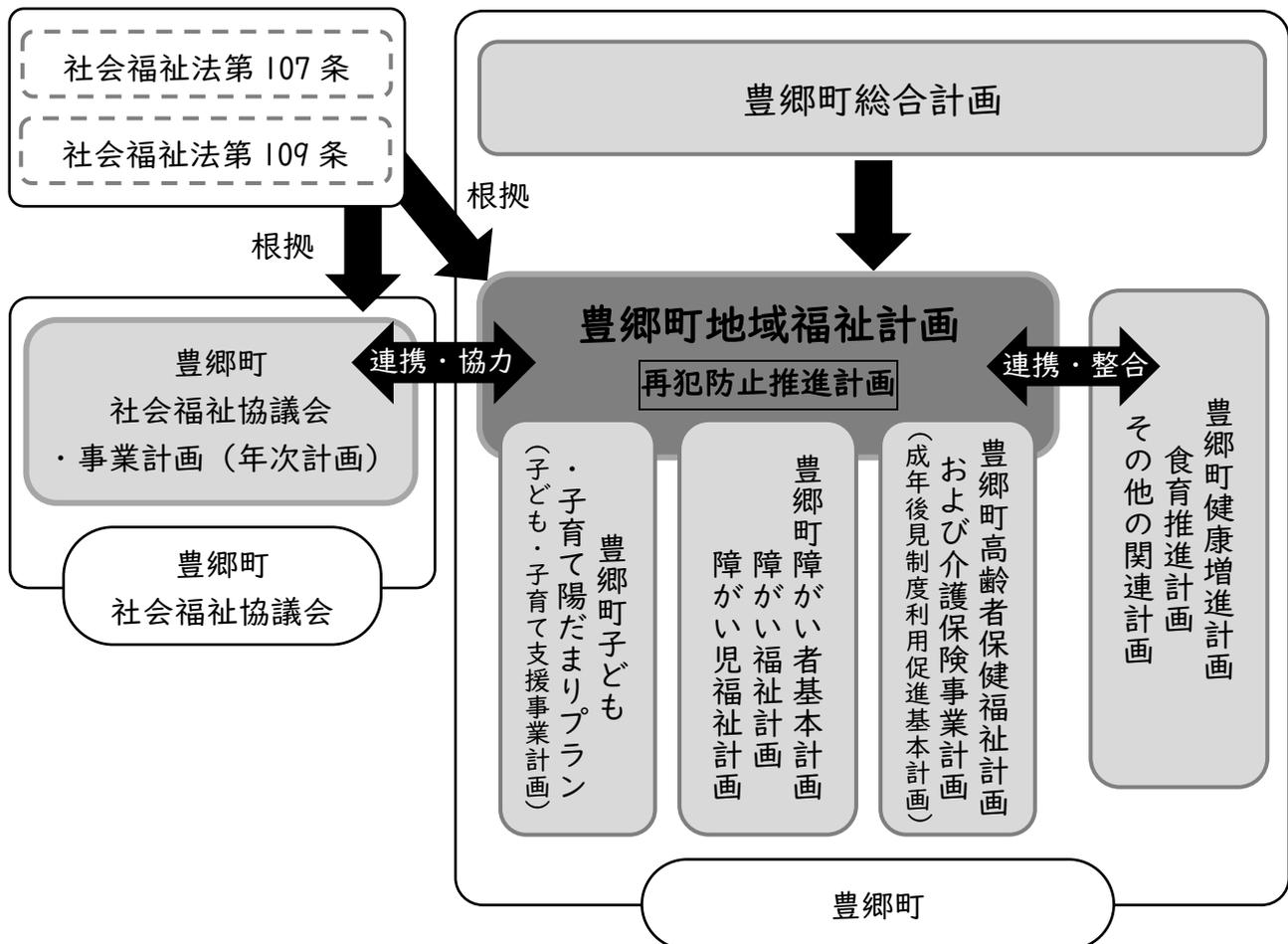
第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## (2) 豊郷町における位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定するものであり、「社会福祉法」において、福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置づけられているものです。また、地域福祉の推進を地域住民の立場からめざすための計画であるとともに、住民、地域、町の地域福祉施策の協働計画として位置づけます。

併せて、町政運営の基本方針である、「豊郷町総合計画」に即した福祉分野の計画として、関連する高齢者・障がいのある人、児童などの個別計画を横断的につなぐとともに、各計画との整合・連携を図っていくものとしします。

さらに、本計画においては、地域課題に対応した住民および地域主体の計画とするため町社協の実施事業を合わせて展開しています。



## 6 計画の期間

本計画の計画期間は 2024 年度（令和 6 年度）から 2028 年度（令和 10 年度）までの 5 年間です。

なお、国や県などの動向を踏まえて、また、社会情勢の変化などを考慮して、必要に応じて見直しを行います。

| 各計画                      | 令和 6 年度        | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度        | 令和 10 年度 |
|--------------------------|----------------|---------|---------|----------------|----------|
|                          | 2024 年度        | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度        | 2028 年度  |
| 総合計画                     | 第 5 次          |         |         |                |          |
| 地域福祉計画<br>(本計画)          | 第 2 次          |         |         |                |          |
| 障がい者基本計画                 | 第 4 次          |         |         |                |          |
| 障がい福祉計画・<br>障がい児福祉計画     | 第 7 期<br>第 3 期 |         |         | 第 8 期<br>第 4 期 |          |
| 高齢者保健福祉計画<br>および介護保険事業計画 | 第 9 期          |         |         | 第 10 期         |          |
| 子ども・子育て<br>陽だまりプラン       | 第 2 期          | 第 3 期   |         |                |          |

## 7 計画の策定体制

### (1) 住民アンケート調査の実施

福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握することを目的として、町内在住の18歳以上の方1,000人を対象としたアンケート調査を実施しました。

#### ■調査概要

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 調査対象者 | ： 豊郷町在住の18歳以上の町民（無作為抽出）         |
| 調査期間  | ： 令和4年（2022年）9月30日（金）～10月21日（金） |
| 調査方法  | ： 郵送による配布・回収（無記名回答）             |
| 有効回答率 | ： 40.3%（403件／1,000件）            |

### (2) ワークショップの実施

より良い豊郷町の未来のために、日ごろ活動する中で感じる本町の課題や活動上の課題、またそれらに対する解決策等の取組について考えていただき、計画策定の基礎資料とするために、「福祉関係団体等」を対象としてワークショップを実施しました。

### (3) 各種会議の実施

計画内容の検討にあたっては、学識経験者や各関係団体、関係機関等によって構成される「豊郷町地域福祉計画策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

### (4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、住民の方々よりご意見をいただくために、下記の通りにパブリックコメントを実施しました。

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 期 間   | ： 令和5年（2023年）12月14日（木）～12月28日（木） |
| 意見提出数 | ： 0件（0人）                         |

# 第2章 豊郷町の現状と課題

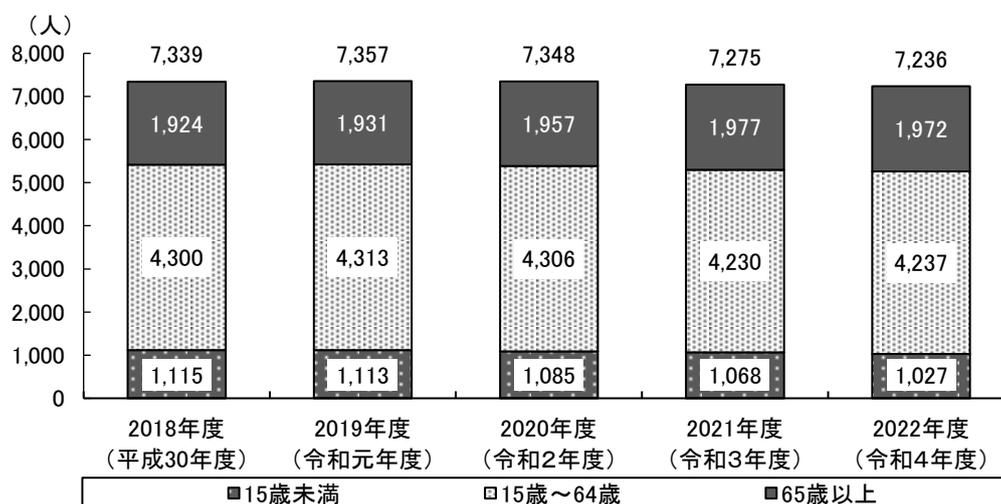
## 1 地域の現状

### (1) 人口の推移

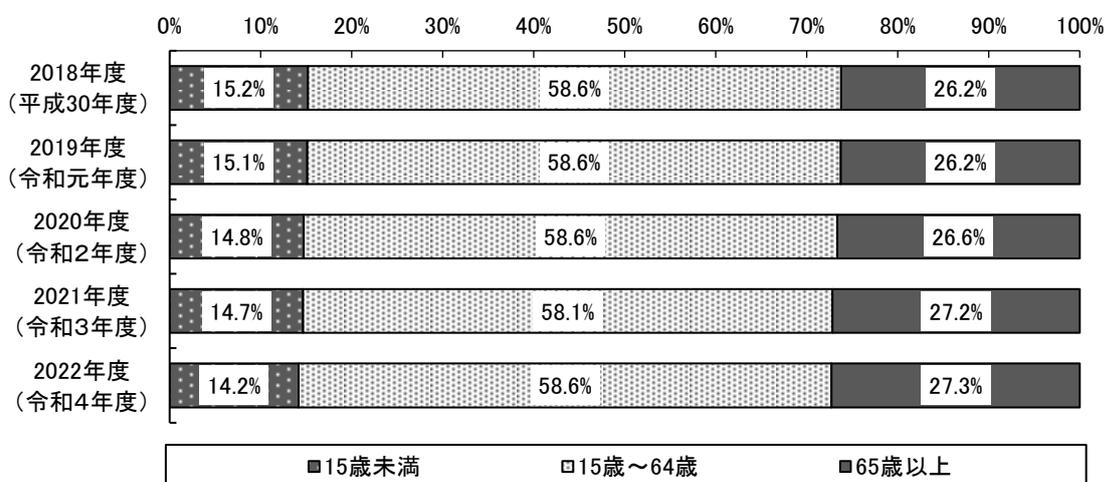
#### 人口の推移

本町の人口はほぼ横ばいで推移しており、2022年度（令和4年度）で7,236人となっています。年齢3区分別にみると高齢化が進んでおり、2018年度（平成30年度）と比べると2022年度（令和4年度）で高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は1.1ポイント増加しています。

#### ■年齢3区分別人口の推移



#### ■年齢3区分別人口構成比の推移



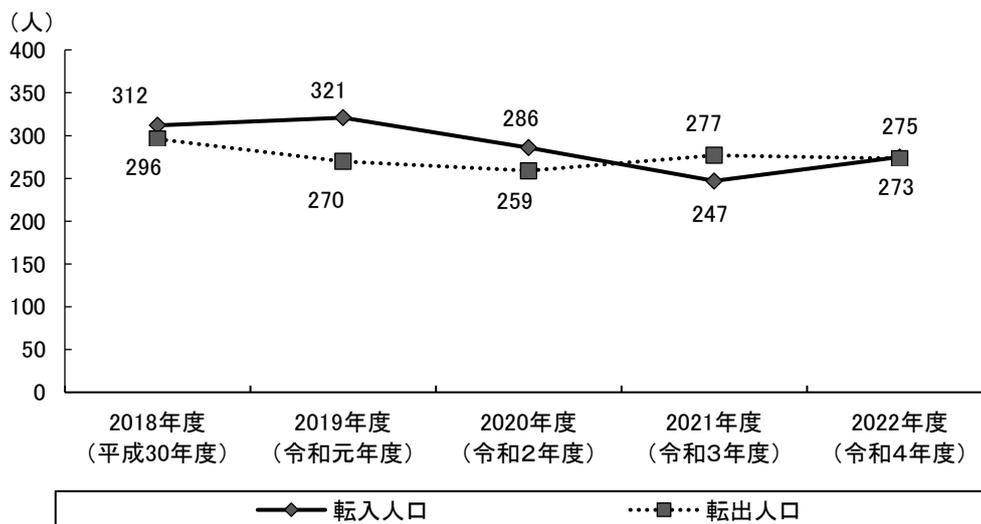
資料：住民基本台帳（各年度9月末現在）

## (2) 人口動態

### 転入・転出人口の推移

転入・転出の推移については2021年度（令和3年度）、2022年度（令和4年度）に転出人口が多くなっています。

#### ■転入・転出人口の推移

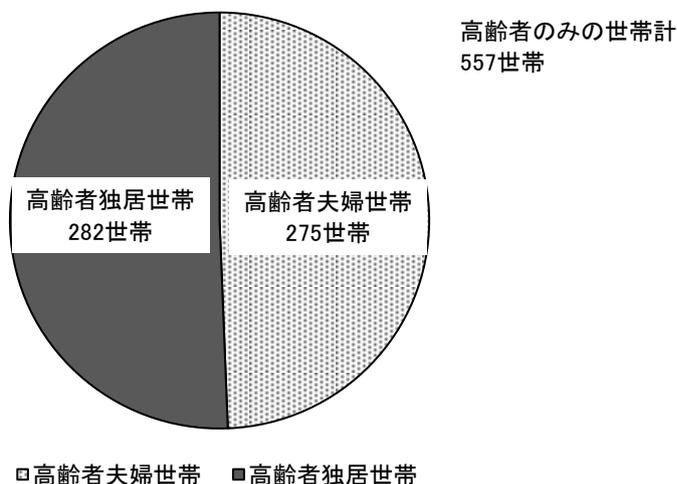


資料：住民基本台帳（各年度9月末現在）

### (3) 高齢者世帯と要支援・要介護認定者等の推移

#### ① 高齢者世帯数の状況

高齢者世帯数について、2020年（令和2年）国勢調査によると高齢者夫婦世帯は275世帯、高齢者独居世帯は282世帯となっています。



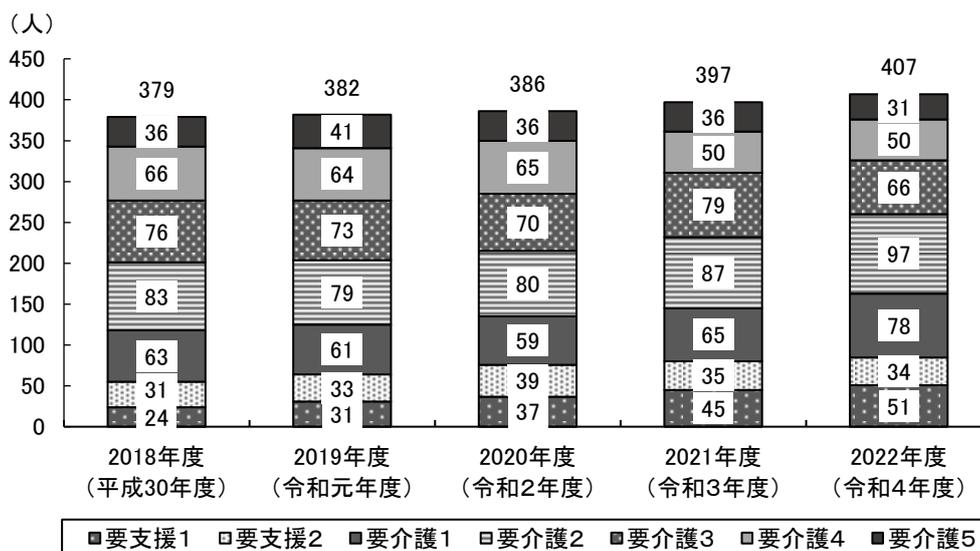
資料：国勢調査（2020年（令和2年））

#### ② 要介護・要支援認定者数の推移

要介護等認定者数については増加傾向にあり、2022年度（令和4年度）で407人と、2018年度（平成30年度）の約1.1倍となっています。

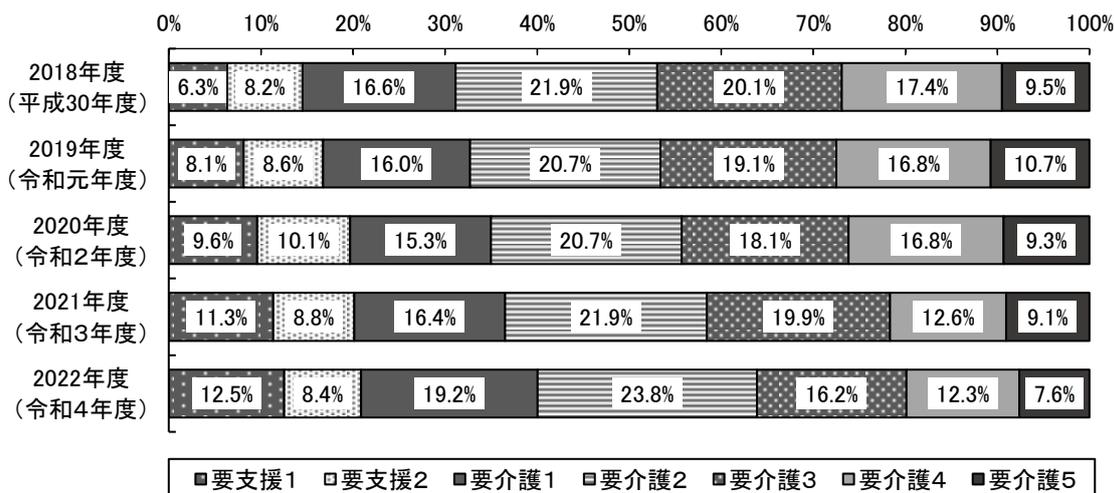
また、要介護等認定者数割合についてみると、要支援1、要介護1・2で増加傾向、要支援2、要介護3～5で減少傾向がみられます。

#### ■ 要介護等認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末現在）

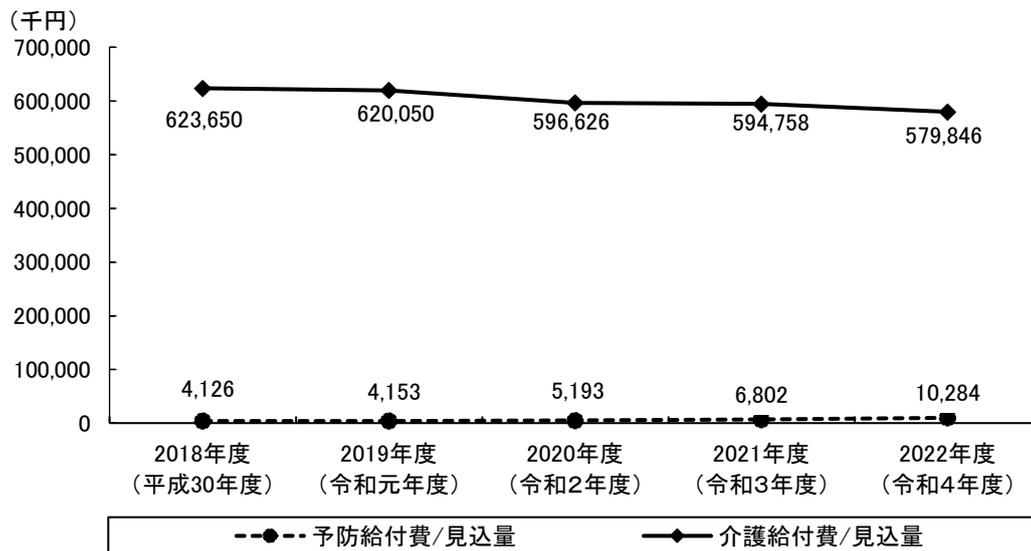
## ■要介護等認定者割合の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末現在）

## ③介護保険給付費の見込量の推移

介護保険給付費の見込量については2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）にかけて介護給付費の見込量は減少傾向にありますが、予防給付費の見込量は増加傾向にあります。



資料：介護給付費等実績通知（各年度3月末現在）

## (4) 障害者手帳所持者の推移

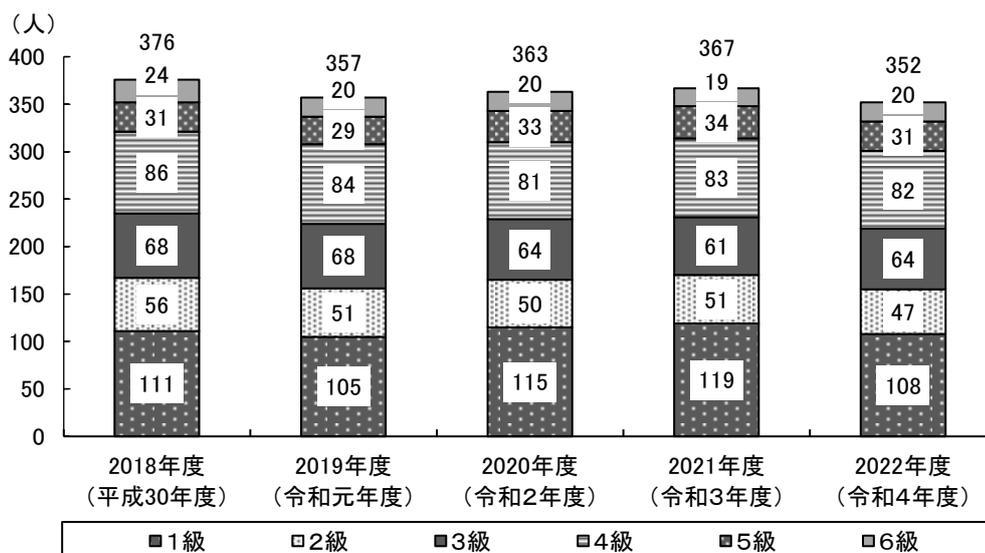
### ①身体障害者手帳所持者等の推移

2022年度（令和4年度）の身体障害者手帳所持者数は352人となっています。

等級別割合では『重度』（「1級」と「2級」の合計）が最も高く、次いで『中度』（「3級」と「4級」の合計）、『軽度』（「5級」と「6級」の合計）の順となっています。

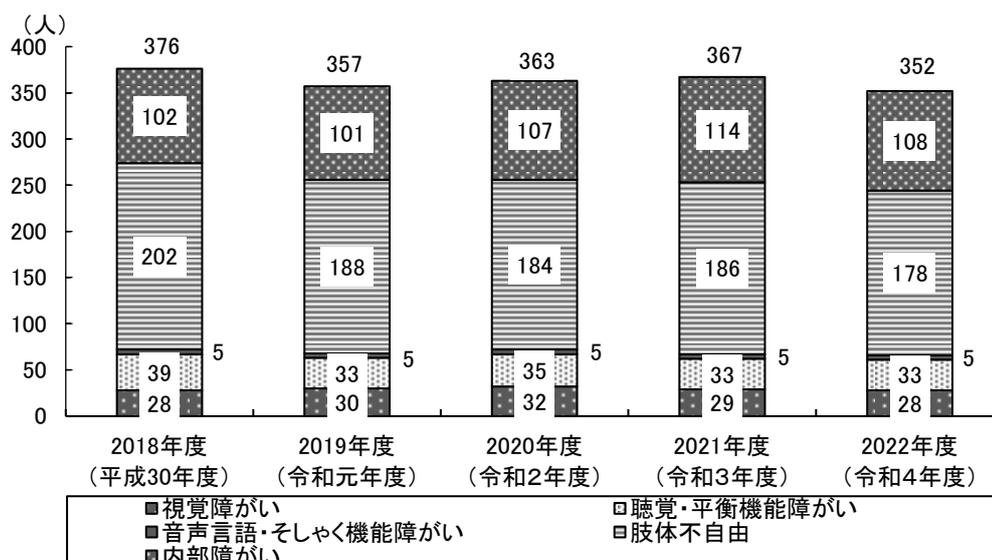
また2022年度（令和4年度）の身体障がいの種類別割合では、「肢体不自由」が最も高く、次いで「内部障がい」となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

#### ■身体障害者手帳所持者数



資料：障がい者システム（各年度3月末現在）

#### ■身体障害者手帳の種類別人数



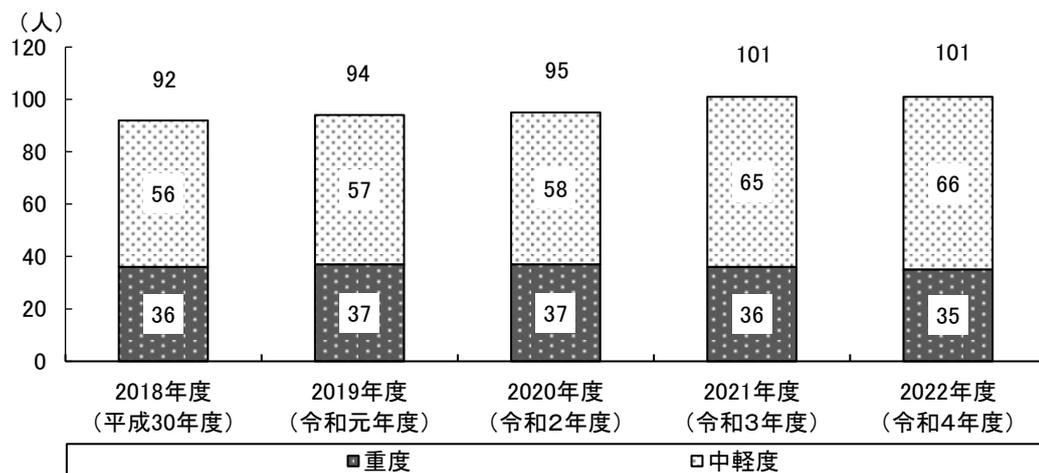
資料：障がい者システム（各年度3月末現在）

## ②療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移

2022年度（令和4年度）の療育手帳所持者数は、「重度」が35人、「中軽度」が66人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「1級」が3人、「2級」が41人、「3級」が30人となっています。

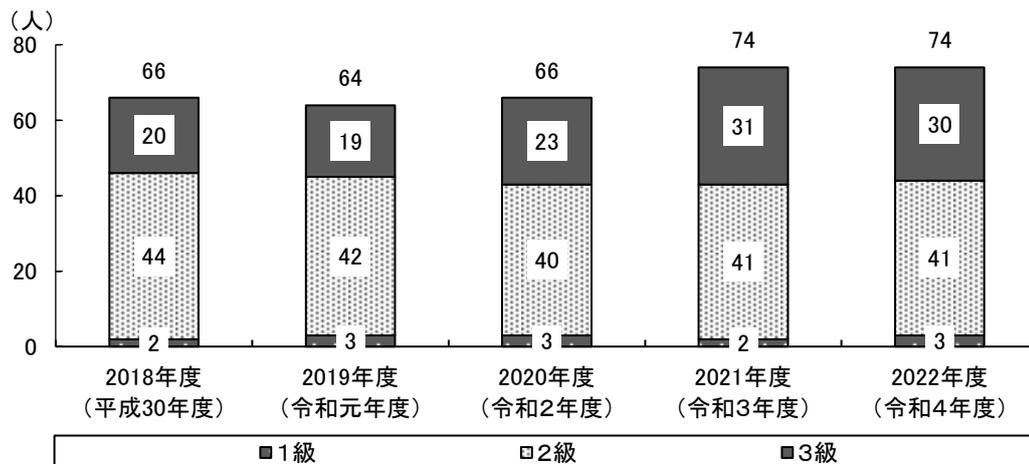
2022年度（令和4年度）の自立支援医療受給者数は22人で、そのすべてが更生医療となっています。

### ■療育手帳所持者数



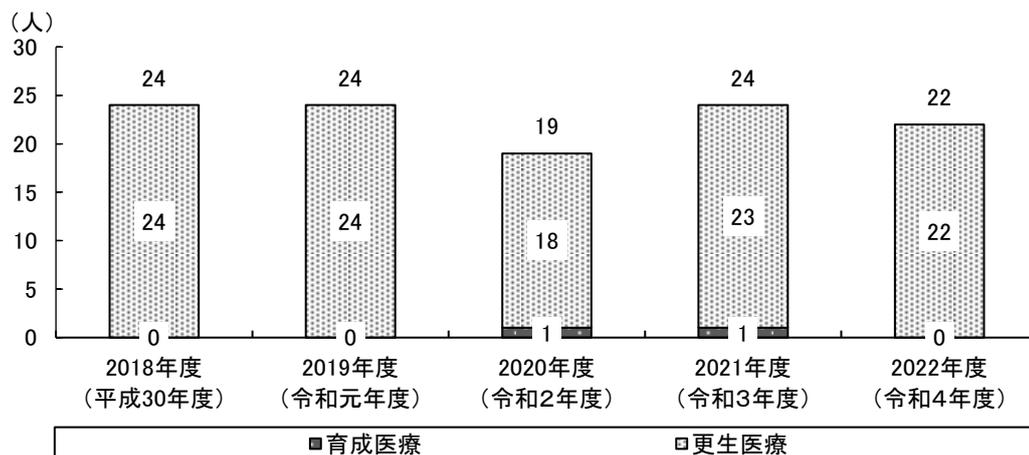
資料：障がい者システム（各年度3月末現在）

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料：障がい者システム（各年度3月末現在）

### ■自立支援医療受給者数



資料：障がい者システム（各年度3月末現在）

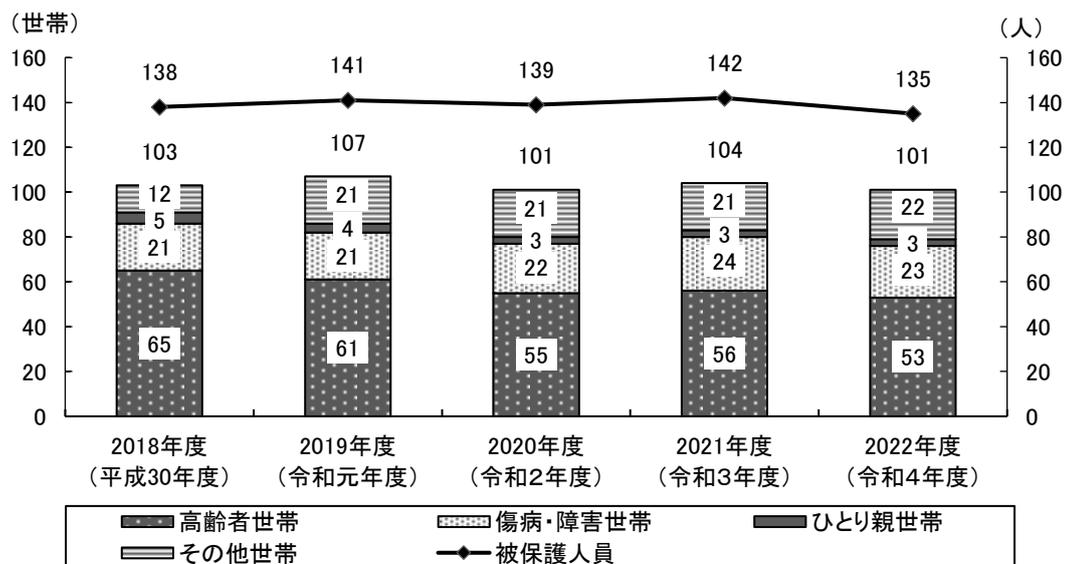
## (5) 生活保護世帯数等の推移

### 生活保護・児童扶養手当受給世帯の状況

2022年度（令和4年度）の生活保護世帯数は101世帯、被保護人員は135人となっています。被保護世帯の内訳は、高齢者世帯が最も高い割合で推移していますが減少傾向にあります。

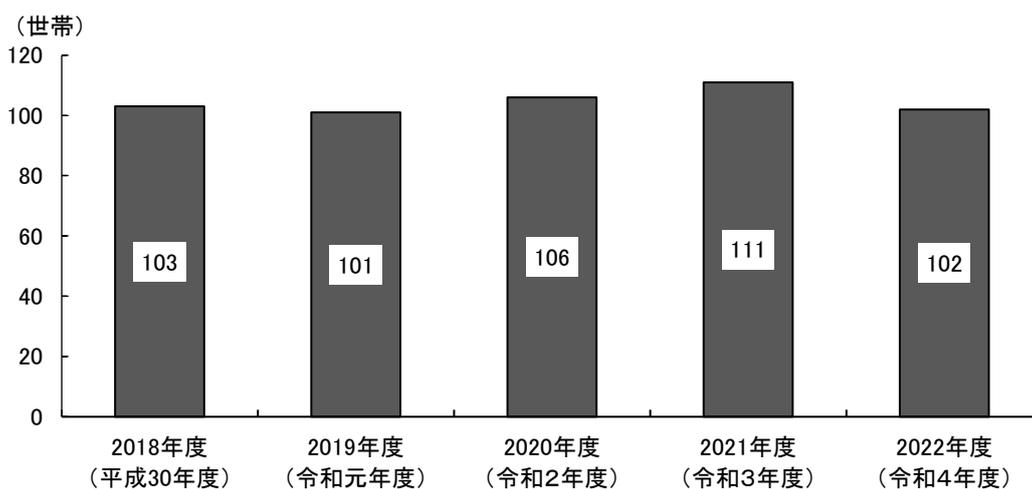
児童扶養手当受給世帯数については、2019年度（令和元年度）から2021年度（令和3年度）にかけて増加していましたが、2022年度（令和4年度）に減少に転じ、102世帯となっています。

#### ■生活保護世帯数



資料：湖東健康福祉事務所（各年度7月末現在）

#### ■児童扶養手当受給世帯数



資料：児童扶養手当現況届提出書類一覧（各年度4月末現在）

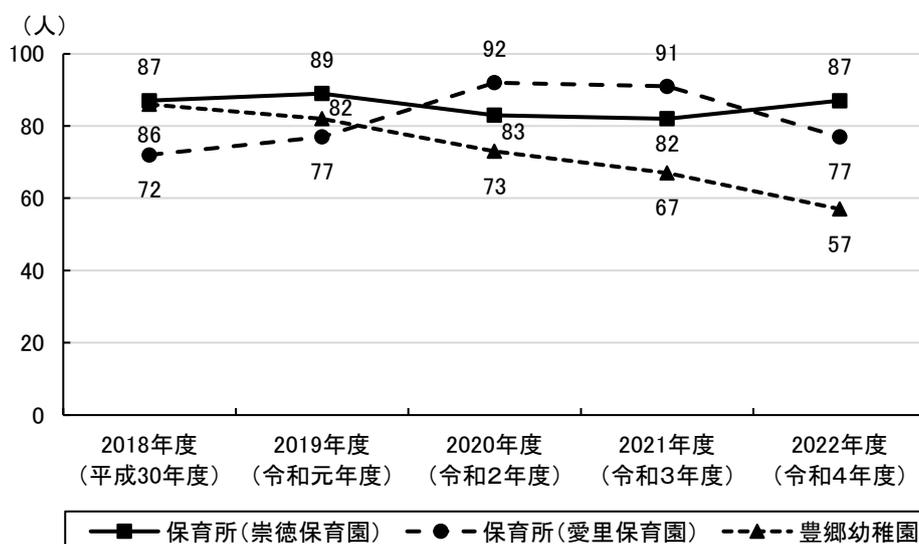
## (6) 子どもの状況

### 子どもの状況

就学前児童数について、保育所（崇徳保育園）・保育所（愛里保育園）は、増減しながらほぼ横ばいで推移しています。一方で、豊郷幼稚園は、2018年度（平成30年度）以降減少し続けています。

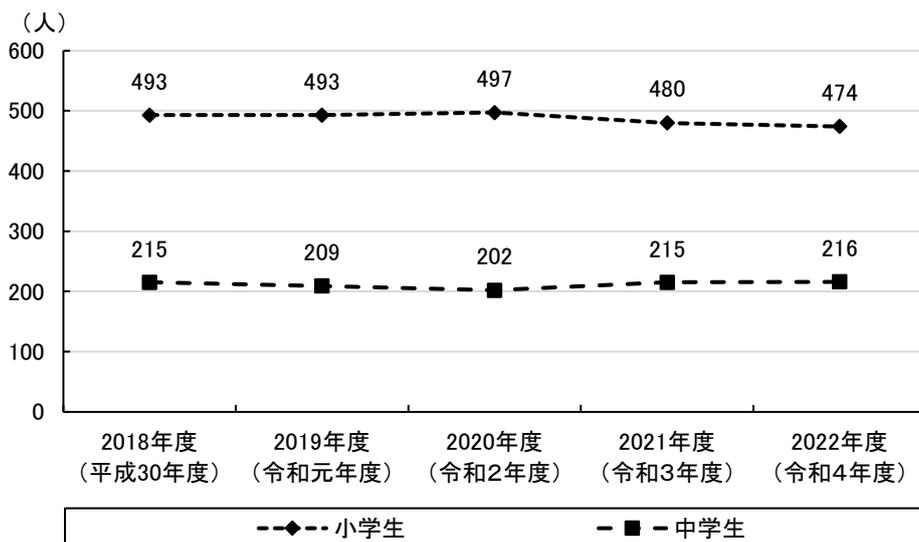
小学校児童数については、2020年度（令和2年度）以降減少傾向にあります。また、中学生生徒数については、2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）にかけて減少していましたが、2021年（令和3年度）に増加に転じ、2022年度（令和4年度）は216人となっています。

#### ■就学前児童数



資料：教育委員会「児童台帳」「入園児童」（各年度5月末現在）

#### ■児童・生徒数

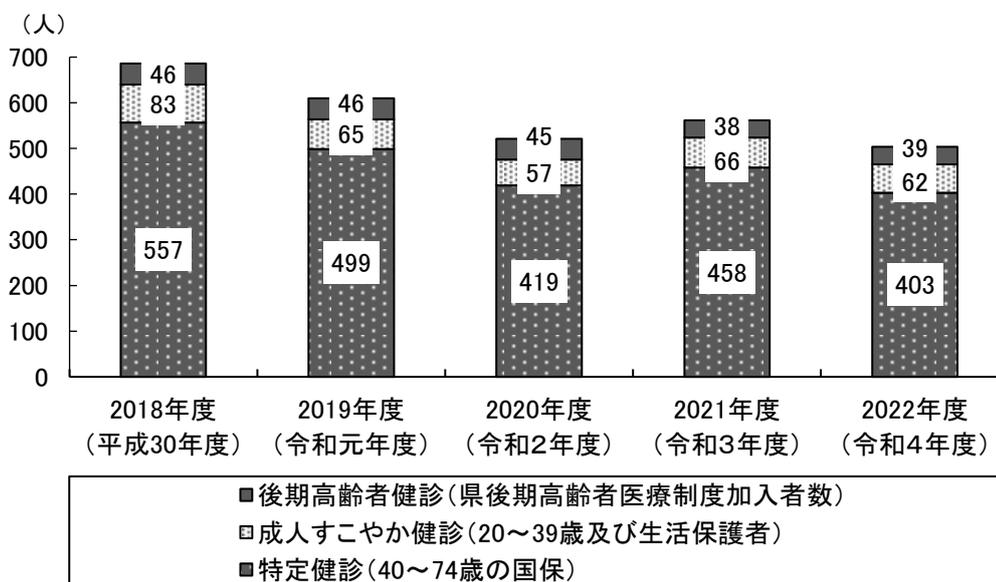


資料：教育委員会「生徒指導上の諸問題に関する調査」（各年度5月末現在）

## (7) 健康の状況

### 一般健康診査受診者数の推移

一般健康診査受診者数については、特定健診（40～74歳の国保）は、2018年度（平成30年度）と比較して154人の減少となっています。後期高齢者健診（県後期高齢者医療制度加入者数）は、2018年度（平成30年度）以降減少傾向で推移しています。



資料：KDB、受診者リスト（各年度3月末現在）

## (8) 観光の状況

### 観光入込客数の推移

観光入込客数については、2020年度（令和2年度）、2021年度（令和3年度）において減少していますが、2022年度（令和4年度）より増加に転じています。

単位：万人

|     | 2018年度<br>(平成30年度) | 2019年度<br>(令和元年度) | 2020年度<br>(令和2年度) | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) |
|-----|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 豊郷町 | 12                 | 18                | 4                 | 4                 | 9                 |
| 滋賀県 | 5,254              | 5,404             | 3,641             | 3,701             | 4,523             |

資料：産業振興課「滋賀県観光入込客数統計調査」（各年度12月末現在）

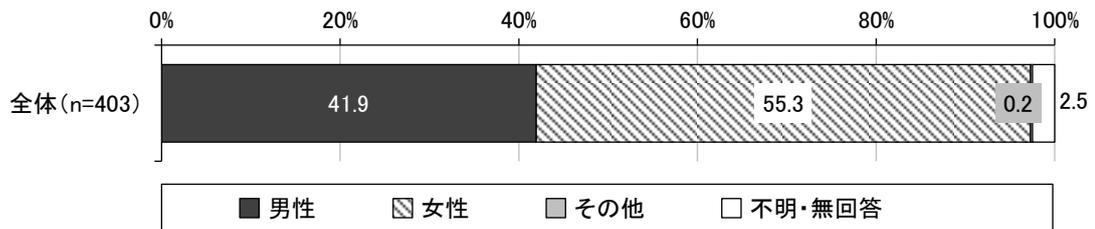
## 2 住民アンケート調査

### 調査結果（一部抜粋）

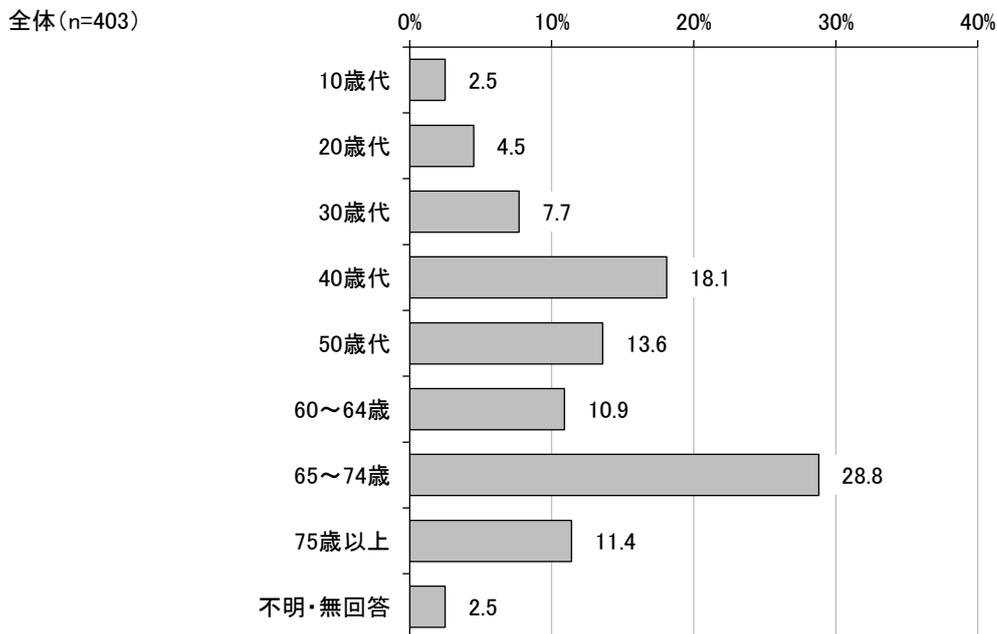
#### ①回答者の属性

回答者の性別は女性が55.3%、男性が41.9%となっています。年齢では65～74歳からの回答が最も高く28.8%、次いで40歳代が18.1%、50歳代が13.6%となっています。

#### ■性別

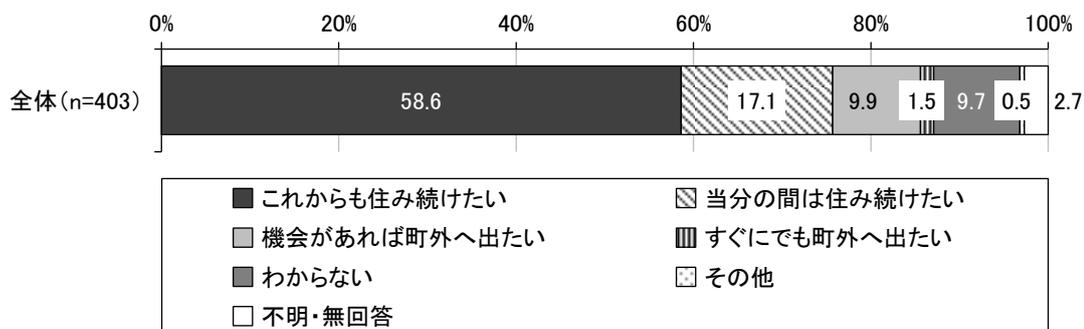


#### ■年齢



## ②定住意向

本町に「これからも住み続けたい」という回答が58.6%で過半数を占めており、「当分の間は住み続けたい」の17.1%と合すると、75.7%が定住志向であることがわかります。一方、「機会があれば町外へ出たい」は9.9%、「すぐにでも町外へ出たい」は1.5%となっています。年齢別にみると、他の年代に比べて20歳代において移住志向がやや高く、「機会があれば町外へ出たい」、「すぐにでも町外へ出たい」の合計が30%以上となっています。

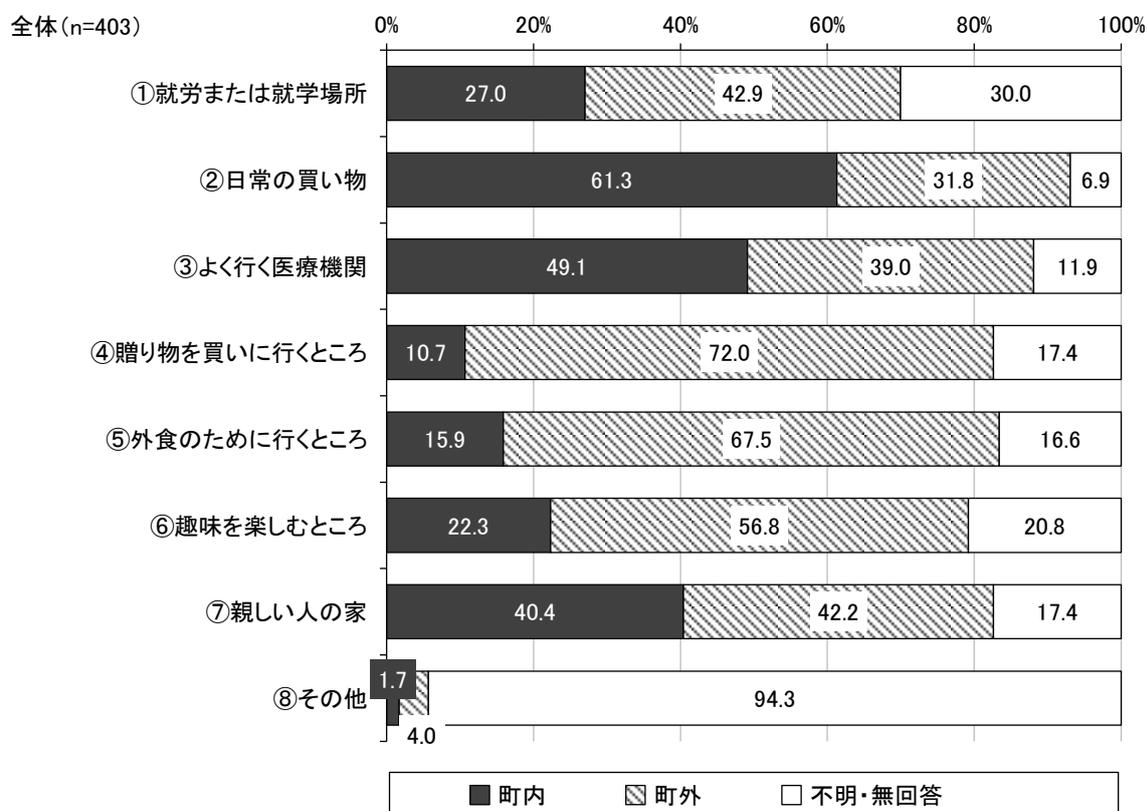


### ■年齢別

|               | これからも住み続けたい | 当分の間は住み続けたい | 機会があれば町外へ出たい | すぐにでも町外へ出たい | わからない | その他 | 不明・無回答 |
|---------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------|-----|--------|
| 全体(n=403)     | 58.6        | 17.1        | 9.9          | 1.5         | 9.7   | 0.5 | 2.7    |
| 10歳代(n=10)    | 10.0        | 30.0        | 0.0          | 20.0        | 40.0  | 0.0 | 0.0    |
| 20歳代(n=18)    | 27.8        | 11.1        | 33.3         | 0.0         | 22.2  | 5.6 | 0.0    |
| 30歳代(n=31)    | 58.1        | 25.8        | 6.5          | 0.0         | 9.7   | 0.0 | 0.0    |
| 40歳代(n=73)    | 54.8        | 23.3        | 15.1         | 1.4         | 5.5   | 0.0 | 0.0    |
| 50歳代(n=55)    | 45.5        | 20.0        | 14.5         | 5.5         | 14.5  | 0.0 | 0.0    |
| 60～64歳(n=44)  | 65.9        | 15.9        | 11.4         | 0.0         | 6.8   | 0.0 | 0.0    |
| 65～74歳(n=116) | 68.1        | 14.7        | 6.0          | 0.0         | 8.6   | 0.9 | 1.7    |
| 75歳以上(n=46)   | 82.6        | 8.7         | 2.2          | 0.0         | 6.5   | 0.0 | 0.0    |

### ③目的別の行先

8つの項目について、「町内」、「町外」のどちらに行くかを聞いたところ、「②日常の買い物」、「③よく行く医療機関」では「町内」が上回り、「④贈り物を買に行きところ」、「⑤外食のために行くところ」等、その他の項目では「町外」が上回っています。



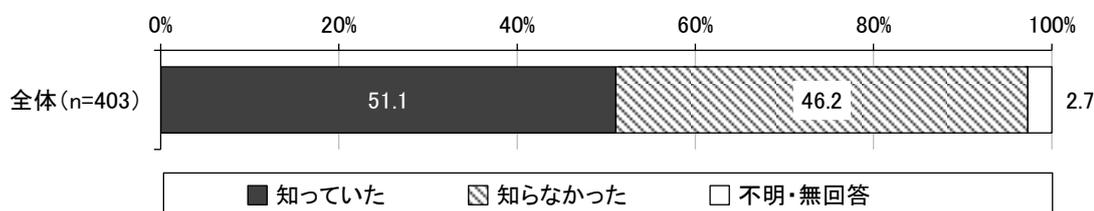
### ④地域との付き合い

年齢別にみると、「顔を合わせればあいさつをする」が多くの年代で最も高くなっています。60～64歳では「何か困ったときに助け合える親しい人がいる」が50.0%と最も高く、75歳以上では「会えば立ち話をする」が39.1%と最も高くなっています。

|                | しに何<br>い助か<br>人け困<br>が合っ<br>たい<br>ると<br>親き | す会<br>るえ<br>ば立<br>ち話<br>を | あ顔<br>いを<br>さ合<br>つわ<br>をせ<br>すれ<br>るば | とが顔<br>は声は<br>なを知<br>いかっ<br>けて<br>るい<br>こる | らほ<br>ない<br>んど<br>顔も<br>知 | そ<br>他 | 不<br>明・<br>無回<br>答 |
|----------------|--|---------------------------|--|--|---------------------------|--------|--------------------|
| 全体 (n=403)     | 29.3                                       | 22.6                      | 37.0                                   | 2.5  | 6.2                       | 0.2    | 2.2                |
| 10歳代 (n=10)    | 30.0                                       | 0.0                       | 40.0                                   | 0.0  | 30.0                      | 0.0    | 0.0                |
| 20歳代 (n=18)    | 27.8                                       | 0.0                       | 38.9                                   | 11.1                                       | 22.2                      | 0.0    | 0.0                |
| 30歳代 (n=31)    | 12.9                                       | 16.1                      | 61.3                                   | 3.2  | 6.5                       | 0.0    | 0.0                |
| 40歳代 (n=73)    | 26.0                                       | 16.4                      | 38.4                                   | 4.1  | 12.3                      | 1.4    | 1.4                |
| 50歳代 (n=55)    | 14.5                                       | 21.8                      | 49.1                                   | 3.6  | 9.1                       | 0.0    | 1.8                |
| 60～64歳 (n=44)  | 50.0                                       | 27.3                      | 22.7                                   | 0.0  | 0.0                       | 0.0    | 0.0                |
| 65～74歳 (n=116) | 30.2                                       | 27.6                      | 35.3                                   | 1.7  | 1.7                       | 0.0    | 3.4                |
| 75歳以上 (n=46)   | 34.8                                       | 39.1                      | 19.6                                   | 0.0  | 0.0                       | 0.0    | 6.5                |

### ⑤地域福祉の認知度

地域福祉について「知っていた」が51.1%で過半数を占め、「知らなかった」は46.2%となっています。



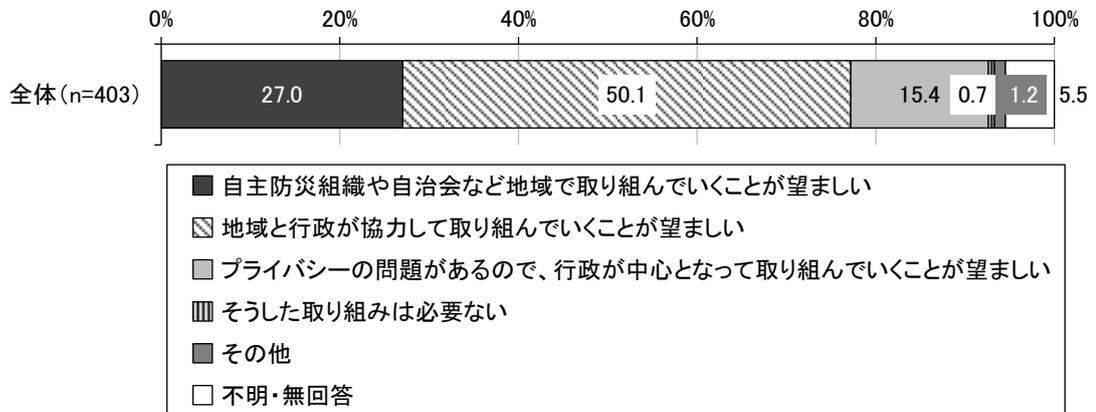
### ⑥地域福祉活動への関心

年齢別にみると、地域福祉活動への関心が高いのは60歳以上で、「とても関心がある」、「どちらかといえば関心がある」の合計が50%以上となっています。一方、10歳代から50歳代では関心が低く、「あまり関心がない」、「関心がない」の合計が50%以上となっています。

|                | とても関心がある | どちらかといえば関心がある | あまり関心がない | 関心がない | 不明・無回答 |
|----------------|----------|---------------|----------|-------|--------|
| 全体 (n=403)     | 8.7      | 41.4          | 35.0     | 11.9  | 3.0    |
| 10歳代 (n=10)    | 20.0     | 20.0          | 40.0     | 20.0  | 0.0    |
| 20歳代 (n=18)    | 11.1     | 16.7          | 50.0     | 22.2  | 0.0    |
| 30歳代 (n=31)    | 3.2      | 38.7          | 38.7     | 19.4  | 0.0    |
| 40歳代 (n=73)    | 6.8      | 34.2          | 39.7     | 16.4  | 2.7    |
| 50歳代 (n=55)    | 7.3      | 36.4          | 40.0     | 14.5  | 1.8    |
| 60～64歳 (n=44)  | 4.5      | 54.5          | 27.3     | 13.6  | 0.0    |
| 65～74歳 (n=116) | 9.5      | 47.4          | 31.0     | 6.9   | 5.2    |
| 75歳以上 (n=46)   | 17.4     | 43.5          | 30.4     | 2.2   | 6.5    |

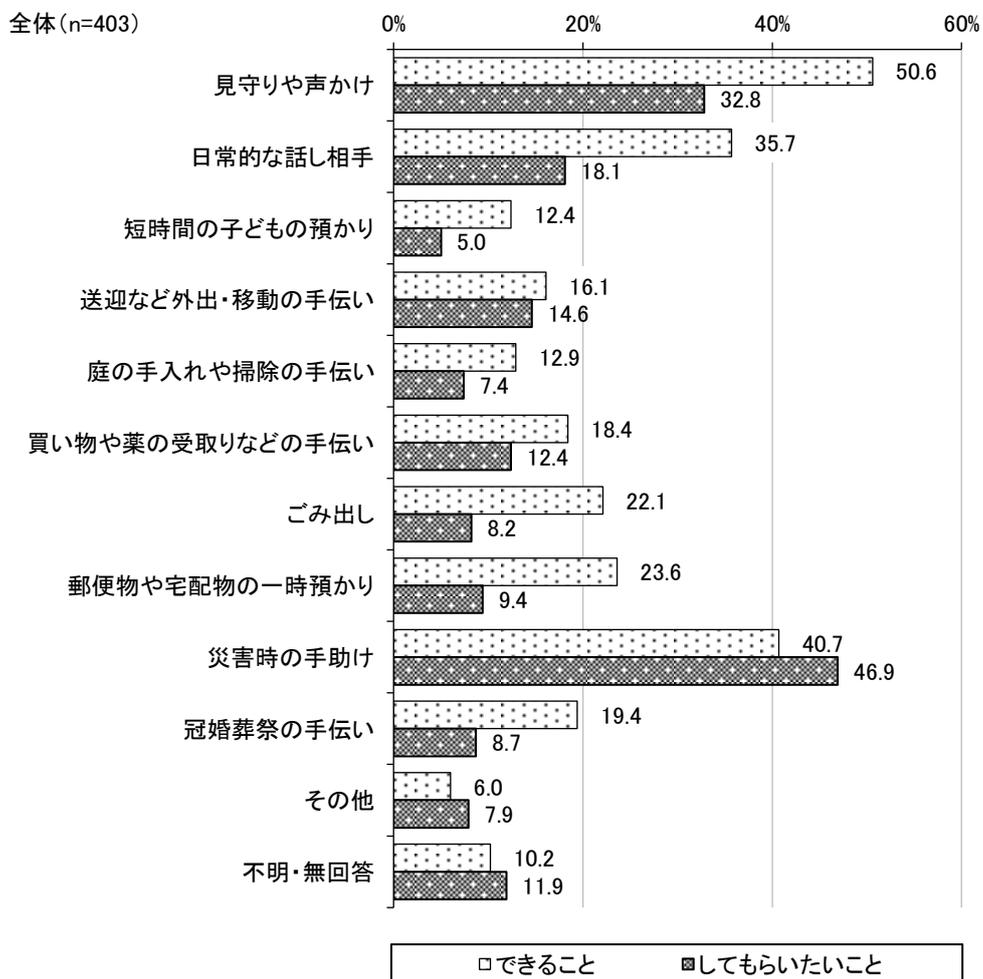
## ⑦災害時の支援

災害時の支援については、「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」が半数を超えて最も高くなっています。



## ⑧地域での助け合い

ほぼすべての項目で、近所の人に頼まれたら「できること」が、近所の人に手助け「してほしいこと」を上回っています。一方で「災害時の手助け」では、「してほしいこと」が「できること」を上回っており、町による支援が必要と考えられます。



### ⑨今後参加してみたい住民活動

年齢別にみると、「環境美化・清掃活動」については60歳以上で最も高くなっています。その他の年代では、「参加したくない」が最も高くなっています。

|               | 援助<br>在宅<br>高齢者<br>や障が<br>い者の | 世話<br>子育て<br>の支援<br>や子の<br>もの | 福祉<br>施設等<br>での援<br>助 | 防犯・<br>防災活<br>動 | 環境美<br>化・清<br>掃活動 | 自然・<br>環境保<br>護活動 | スポー<br>ツ・文<br>化活動 | イベン<br>ト・催<br>し・祭<br>り等 | 国際交<br>流    | 青少年<br>の健全<br>育成 | その他  | 参加し<br>たくな<br>い | 不明・<br>無回答 |
|---------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|-------------|------------------|------|-----------------|------------|
| 全体(n=403)     | 7.9                           | 10.4                          | 5.0                   | 13.6            | <b>28.3</b>       | 14.9              | 12.4              | 15.6                    | 5.0         | 2.5              | 3.5  | <b>31.0</b>     | 11.7       |
| 10歳代(n=10)    | 10.0                          | 20.0                          | 10.0                  | 0.0             | 0.0               | 10.0              | <b>30.0</b>       | <b>30.0</b>             | 10.0        | 0.0              | 0.0  | <b>50.0</b>     | 10.0       |
| 20歳代(n=18)    | 0.0                           | 5.6                           | 0.0                   | 5.6             | 11.1              | 5.6               | 11.1              | <b>16.7</b>             | <b>16.7</b> | 0.0              | 5.6  | <b>44.4</b>     | 5.6        |
| 30歳代(n=31)    | 9.7                           | <b>25.8</b>                   | 9.7                   | 16.1            | 16.1              | 16.1              | 19.4              | 22.6                    | 9.7         | 3.2              | 0.0  | <b>32.3</b>     | 9.7        |
| 40歳代(n=73)    | 2.7                           | 11.0                          | 1.4                   | 13.7            | <b>21.9</b>       | 11.0              | 11.0              | 9.6                     | 6.8         | 4.1              | 1.4  | <b>47.9</b>     | 1.4        |
| 50歳代(n=55)    | 7.3                           | 16.4                          | 1.8                   | 10.9            | <b>20.0</b>       | 12.7              | 9.1               | 9.1                     | 9.1         | 0.0              | 1.8  | <b>36.4</b>     | 9.1        |
| 60～64歳(n=44)  | 13.6                          | 13.6                          | 6.8                   | 11.4            | <b>34.1</b>       | 11.4              | 11.4              | 18.2                    | 4.5         | 6.8              | 2.3  | <b>27.3</b>     | 9.1        |
| 65～74歳(n=116) | 7.8                           | 4.3                           | 7.8                   | 18.1            | <b>40.5</b>       | 21.6              | 11.2              | 17.2                    | 0.9         | 2.6              | 4.3  | <b>25.0</b>     | 12.9       |
| 75歳以上(n=46)   | 15.2                          | 4.3                           | 4.3                   | 13.0            | <b>34.8</b>       | 15.2              | <b>17.4</b>       | 15.2                    | 0.0         | 0.0              | 10.9 | 8.7             | 28.3       |

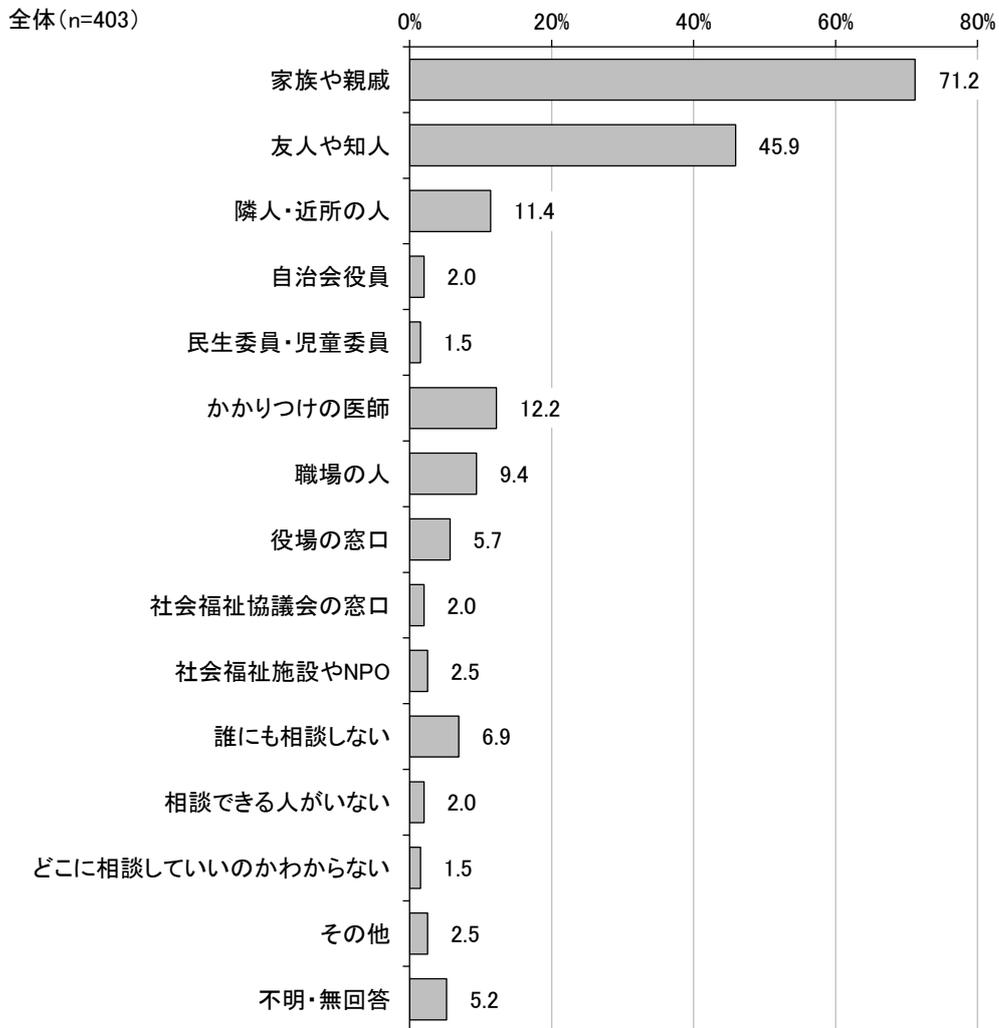
### ⑩日常生活で不安に思っていること

10歳代では「特になし」が50.0%と最も高く、20歳代では「生活費などの経済的な問題に関すること」が38.9%と最も高くなっています。60～64歳では「自分や家族の健康に関すること」「自分や家族の老後や介護に関すること」がそれぞれ63.6%と最も高くなっています。その他の年代では、「自分や家族の老後や介護に関すること」が最も高くなっています。

|               | 自分<br>や家<br>族の<br>健康<br>に関<br>する<br>こと | 自分<br>や家<br>族の<br>老後<br>や介<br>護に<br>関<br>する<br>こと | 生活<br>費な<br>どの<br>経済<br>的な<br>問題<br>に関<br>する<br>こと | 仕事<br>(雇用)<br>に関<br>する<br>こと | 育児<br>・子<br>育て<br>に関<br>する<br>こと | 家庭<br>内の<br>暴力<br>(身体<br>的な<br>暴<br>力や<br>言葉<br>によ<br>る暴<br>力な<br>ど) | 人間<br>関係<br>に関<br>する<br>こと | 地域<br>の治<br>安・<br>安全<br>に関<br>する<br>こと | 人権<br>問題<br>に関<br>する<br>こと | どこ<br>に相<br>談し<br>てい<br>いのか<br>わ<br>からない<br>こと | 災害<br>に関<br>する<br>こと | 特にな<br>し    | その他 | 不明・<br>無回答 |
|---------------|--|---|--|------------------------------|----------------------------------|--|----------------------------|--|----------------------------|--|----------------------|-------------|-----|------------|
| 全体(n=403)     | <b>53.1</b>                            | <b>58.1</b>                                       | 36.2   | 16.4                         | 6.7                              | 1.7  | 13.6                       | 18.6                                   | 4.5                        | 8.9  | 25.8                 | 11.7        | 0.2 | 5.0        |
| 10歳代(n=10)    | <b>20.0</b>                            | <b>20.0</b>                                       | <b>20.0</b>  | <b>20.0</b>                  | 0.0                              | 0.0  | 0.0                        | 0.0                                    | 0.0                        | 0.0  | <b>20.0</b>          | <b>50.0</b> | 0.0 | 0.0        |
| 20歳代(n=18)    | <b>33.3</b>                            | 22.2  | <b>38.9</b>  | <b>33.3</b>                  | 5.6                              | 5.6  | 27.8                       | 11.1                                   | 5.6                        | 11.1   | 5.6                  | 27.8        | 0.0 | 0.0        |
| 30歳代(n=31)    | <b>48.4</b>                            | <b>54.8</b>                                       | <b>48.4</b>  | 35.5                         | 22.6                             | 0.0  | 9.7                        | 19.4                                   | 0.0                        | 0.0  | 16.1                 | 6.5         | 0.0 | 3.2        |
| 40歳代(n=73)    | <b>42.5</b>                            | <b>52.1</b>                                       | 35.6   | 13.7                         | 21.9                             | 0.0  | 12.3                       | 16.4                                   | 1.4                        | 11.0   | 23.3                 | 12.3        | 0.0 | 5.5        |
| 50歳代(n=55)    | <b>54.5</b>                            | <b>65.5</b>                                       | 43.6   | 21.8                         | 1.8                              | 3.6  | 5.5                        | 14.5                                   | 7.3                        | 7.3  | 20.0                 | 12.7        | 0.0 | 1.8        |
| 60～64歳(n=44)  | <b>63.6</b>                            | <b>63.6</b>                                       | 43.2   | 15.9                         | 4.5                              | 4.5  | 20.5                       | 36.4                                   | 6.8                        | 18.2   | 38.6                 | 6.8         | 0.0 | 6.8        |
| 65～74歳(n=116) | <b>62.1</b>                            | <b>64.7</b>                                       | 31.9   | 11.2                         | 0.0                              | 1.7  | 12.9                       | 15.5                                   | 4.3                        | 8.6  | 27.6                 | 11.2        | 0.9 | 1.7        |
| 75歳以上(n=46)   | <b>54.3</b>                            | <b>60.9</b>                                       | 28.3   | 6.5                          | 0.0                              | 0.0  | 19.6                       | 19.6                                   | 6.5                        | 8.7  | 34.8                 | 6.5         | 0.0 | 13.0       |

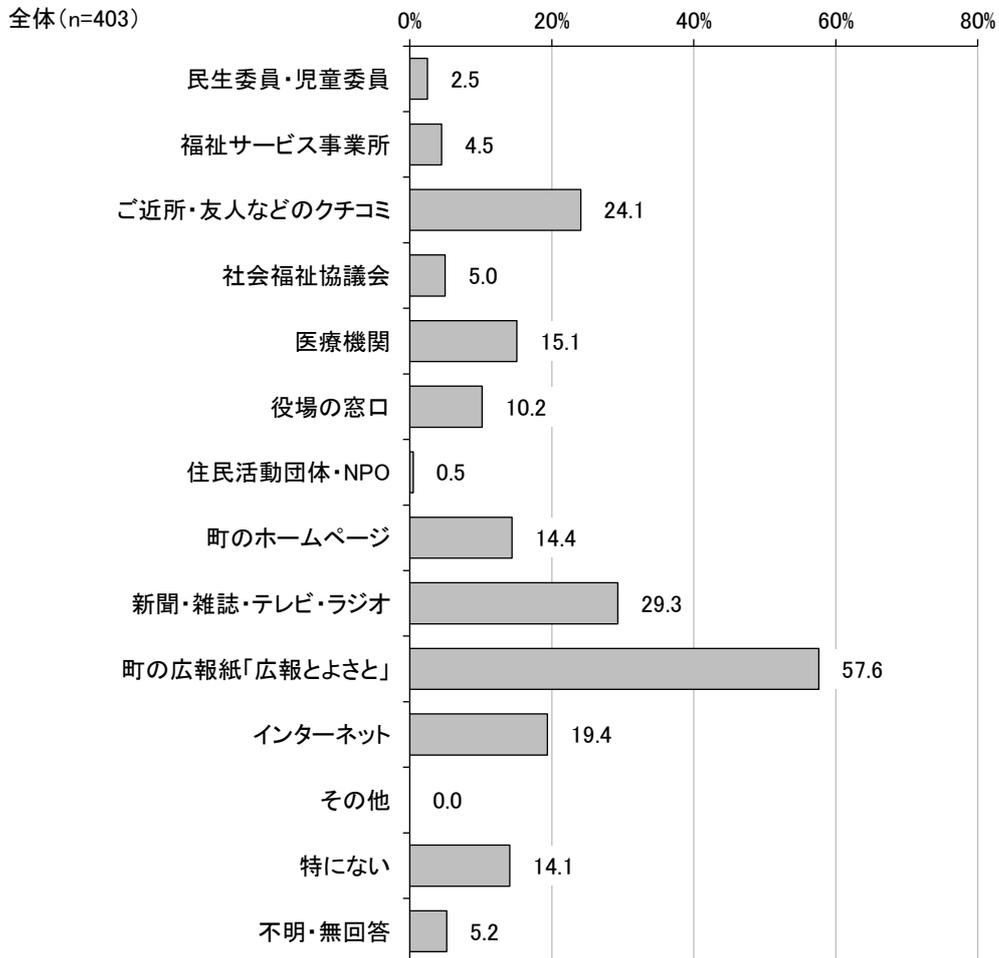
### ①不安や悩みの相談先

「家族や親戚」が最も高く71.2%を占め、次いで「友人や知人」が45.9%となっています。一方で、「誰にも相談しない」という回答が6.9%みられ、「相談できる人がいない」が2.0%、「どこに相談していいのかわからない」が1.5%といった回答もみられます。



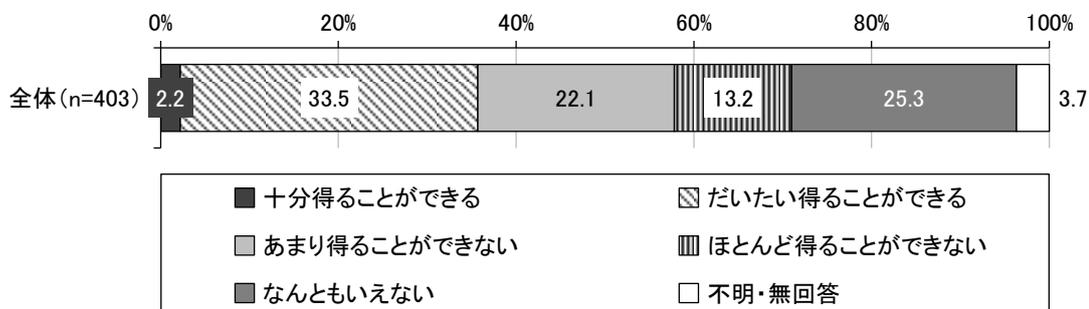
## ⑫福祉に関する情報源

「町の広報紙『広報とよさと』」が57.6%と最も高く、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が29.3%、「ご近所・友人などのクチコミ」が24.1%の順となっています。一方で、「特にない」という回答も14.1%みられました。



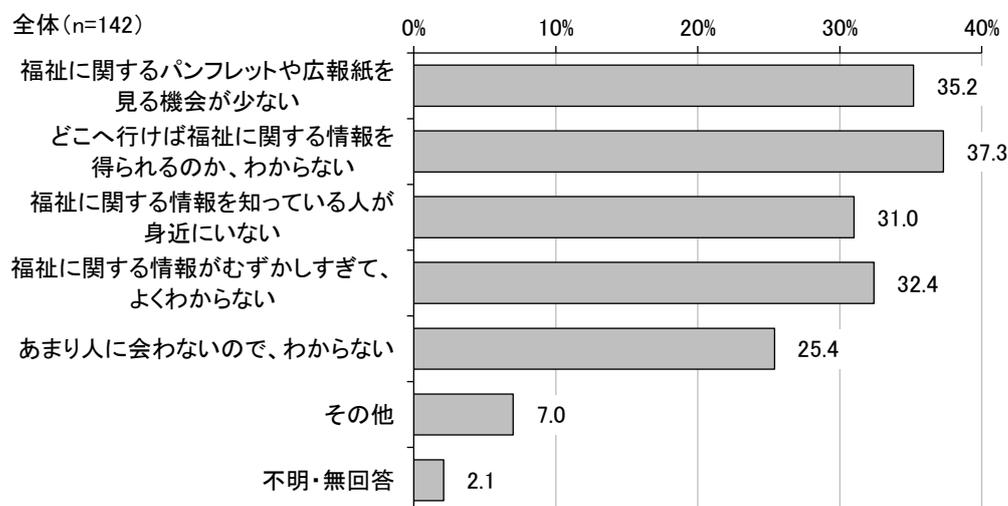
### ⑬福祉の情報を十分得られるか

「十分得ることができる」、「だいたい得ることができる」を合わせ、『得ることができる』と回答している人は 35.7%となっています。一方、「ほとんど得ることができない」、「あまり得ることができない」を合わせると、35.3%が福祉の情報を十分得られないと回答しています。



### ⑭なぜ福祉の情報を十分得られないのか

最も回答率が高かったのは「どこへ行けば福祉に関する情報を得られるのか、わからない」で 37.3%、次いで「福祉に関するパンフレットや広報紙を見る機会が少ない」が 35.2%、「福祉に関する情報がむずかしすぎて、よくわからない」が 32.4%となっています。



## 3 ワークショップ

### (1) 実施概要

- 開催日時：2023年（令和5年）7月26日（水）13時30分～15時30分
- 開催場所：豊郷町役場
- 参加者：13名（社会福祉協議会、福祉事業所、NPO法人・ボランティア団体、行政担当者等）

### (2) ワークショップの進め方

- グループワーク①【課題の抽出】
  - ・普段の活動の中で感じるまちの課題や、活動するうえでのそれぞれの所属の課題について話し合い、付箋に意見を貼り出しました。
- グループワーク②【取組の検討】
  - ・グループワーク①で出した課題に対して、自分たち（所属する団体や部署）ができることや、すでに取り組んでいることについて、話し合いを進めました。その後、発表を行い、全体で意見を共有しました。

（ワークショップ当日の様子）



## (3) ワークショップまとめ

### グループワーク①【課題の抽出】まとめ

#### ■活動する中で感じる豊郷町の課題

- ・ 役員の担い手不足。(高齢化や役員になるメリットがない)
- ・ 各団体の会員減少。
- ・ 若者世代と高齢者世代に距離を感じる。
- ・ 空き家が多い。
- ・ 字に入らない人が多い。
- ・ 交流の場が少ない。
- ・ 若い人の町外流出。
- ・ 子どもの遊び場が少ない。
- ・ 縦割り行政で管轄が異なるため、関係機関・団体の連携が十分に発揮されていない。
- ・ 自治会組織のない集落もある。

#### ■活動するうえでの各所属における課題

- ・ 役員の担い手不足。
- ・ 近所同士のつながりが少なくなっている。
- ・ 新規加入者の減少。
- ・ 構成メンバーが同じなため、役職従事者に偏りが生じている。
- ・ 自治会に入らない人が増加している。
- ・ 会員の減少。
- ・ コロナ禍を経て、団体等の活動を再開させることが難しい。
- ・ 地域の中でのコミュニケーション。
- ・ 団体等の活動がそれぞれで広報されており住民の関心が集まらず活動の維持が困難。
- ・ 世代間の違いによる問題。
- ・ 町内営農組織がない等の問題。

### グループワーク②【取組の検討】まとめ

#### ■活動するうえでの各所属における課題

- ・ 空き家を所有している人に使える制度を案内する。(空き家バンクなどの活用の周知。)
- ・ 各字・団体に入るメリットをつくる。(報酬等)
- ・ 交流の場、情報交換できる場をつくる。(子どもと高齢者、各字、団体等)
- ・ 先進事例がある字の話聞く機会を設ける。
- ・ 役員のなり手への報酬制度を充実させる。(役員は自治会費無料等)
- ・ 子どもの遊び場に総合遊具などを整備する。
- ・ 今の時代に合わせたやり方やニーズに合わせた活動を行う。
- ・ 経験者とのコミュニケーションを図る。
- ・ 団体や機関が活動する意義や目的を住民だけでなく、活動するメンバーにも発信する。

## 4 庁内検証（前回計画の進捗評価）

### 基本目標1：子ども・若い世代が元気に活躍できるまち（一部抜粋）

| 取組                                 | 評価対象の<br>取組数 | 進捗評価 |   |   |   |   |
|------------------------------------|--------------|------|---|---|---|---|
|                                    |              | A    | B | C | D | E |
| (1) 子ども・若い世代が活躍できる<br>地域づくりを進めましょう | 6            | -    | 4 | 1 | - | 1 |
| (2) 若い世代が住み続けたくなる<br>地域づくりを進めましょう  | 3            | -    | 1 | 1 | 1 | - |
| 計                                  | 9            | -    | 5 | 2 | 1 | 1 |

※進捗評価の評価基準は右の通り A：計画以上に進んでいる B：計画道通りに進んでいる  
C：計画より若干遅れている D：計画より大幅に遅れている  
E：事業が実施できていない

#### 1 子ども・若い世代が活躍できる地域づくりを進めましょう

- 年齢別の広場や日々の活動を通して、親子が関わりを持てる時間を確保した。また、親子活動では、講師を招き、親子のふれあいや親子で制作する活動に取り組んだ。
- 豊郷スポーツ公園を拠点として、子どもが安心して遊ぶことのできる場の提供ができた。
- 小学生を対象とした福祉学習においては、講義型（盲導犬、車椅子当事者の体験談等）や演習型（車椅子、インスタントシニア、アイマスク体験等）など、担当教諭と事前に協議を行い、生徒のニーズに応じた内容とし、福祉意欲の向上を図った。
- さとっこ、とよっこ体験活動など、今後の活動内容の見直し、現在の子どものニーズに合わせた事業の実施をしていく。
- 空き家の状況が教育委員会で把握することが困難であり、また、事業として学校教育課が担える内容でないため、実施していない。

#### 2 若い世代が住み続けたくなる地域づくりを進めましょう

- 空き家・空き地情報バンクを設置している。
- 東京圏からの移住支援金の補助制度の実施。
- 登録物件数が少ないので、登録を増やす必要がある。
- 滋賀県と共同で実施しているが、申し込みがない。

※●が実施したこと、○が課題を記載しています。

## 基本目標 2：子育て世代が安心して子育てができるまち（一部抜粋）

| 取 組                             | 評価対象の<br>取組数 | 進捗評価 |    |   |   |   |
|---------------------------------|--------------|------|----|---|---|---|
|                                 |              | A    | B  | C | D | E |
| (1) 安心して子育てができる<br>環境づくりを進めましょう | 10           | -    | 9  | - | - | 1 |
| (2) 地域子育てネットワークを<br>築きましょう      | 3            | -    | 3  | - | - | - |
| 計                               | 13           | -    | 12 | - | - | 1 |

※進捗評価の評価基準は右の通り A：計画以上に進んでいる B：計画道通りに進んでいる  
C：計画より若干遅れている D：計画より大幅に遅れている  
E：事業が実施できていない

### 1 安心して子育てができる環境づくりを進めましょう

- 幼稚園を利用している保護者に対してアンケートを行い、延長保育のニーズを把握した。
- ひとり親家庭の支援について、湖東健康福祉事務所と連携しており、相談内容に応じて、湖東健康福祉事務所に移行した。
- 毎年、園、学校、警察、道路管理者（県、町）と危険個所の洗い出し、現地確認、対策を実施している。
- 担当者同士の連携により、継続した支援ができているケースもあるが、体制として乳幼児期から成人まで切れ目なく支援を提供していくための検討が未着手となっている。
- ニーズに応じた認定こども園の設置検討、保育士・教諭等の処遇改善等を進めるため、幼稚園教諭や保育士の増員が必要。

### 2 地域子育てネットワークを築きましょう

- シルバーキャラバン隊、認知症サポーター等、地域の方々の協力を得て学習するなど、開かれた学校づくりを進めた。
- 保育園における延長保育、豊郷小学校・日栄小学校における学童保育を実施し、適切な生活の場を提供した。
- 「子ども食堂」の担い手の確保、支援。
- 保護者の就労状況により、より多くの場を提供できるようにする。

### 基本目標3：高齢者がすこやかにいつまでも自分らしく過ごせるまち（一部抜粋）

| 取組                             | 評価対象の<br>取組数 | 進捗評価 |    |   |   |   |
|--------------------------------|--------------|------|----|---|---|---|
|                                |              | A    | B  | C | D | E |
| (1) 健康づくり活動を地域で<br>進めましょう      | 9            | -    | 7  | 2 | - | - |
| (2) 高齢者の経験を活かせる<br>場づくりを進めましょう | 4            | 1    | 1  | 2 | - | - |
| (3) 高齢者の移動支援の仕組みを<br>築きましょう    | 3            | -    | 2  | - | - | 1 |
| 計                              | 16           | 1    | 10 | 4 | - | 1 |

※進捗評価の評価基準は右の通り A：計画以上に進んでいる B：計画道通りに進んでいる  
C：計画より若干遅れている D：計画より大幅に遅れている  
E：事業が実施できていない

#### 1 健康づくり活動を地域で進めましょう

- 豊郷病院に委託して認知症予防教室の一環として認知症カフェを実施している。また、元気力アップ教室・元気力+α教室も委託し、健康に資する教室も開催している。
- 介護予防に対する講座を拡充させることで、利用者の心身機能の維持向上への意識を高め、新規登録利用者についても増加傾向となっている。
- 住民への周知力不足の事業が多い。
- 健康推進員のなり手不足により新規会員数が減少している。

#### 2 高齢者の経験を活かせる場づくりを進めましょう

- 宅老所として町内の空き家を活用して地域のコミュニティ活動に活用されている。
- 高齢者の活躍の場としてシルバー人材センターや老人クラブ連合会への補助を実施し、学びの場としてレイカディア大学の周知を図った。
- 参加者が固定化していることと、隣保館までの行き来が困難な方が増えているため、送迎について家族の協力を得ること。
- 高齢者が自分の知識や能力を活かして活躍できる場の創設。

#### 3 高齢者の移動支援の仕組みを築きましょう

- 「愛のリタクシー」の利用は一定されている。
- 利用者数についてはコロナ禍であった期間を含めても増加している。また、時刻表の改訂なども行い、利便性を高めた。
- 「愛のリタクシー」について、多世代の利用を進めていく必要がある。
- 初回利用について躊躇するとの声も耳にすることから、利用に対しての啓発活動を行う必要がある。

## 基本目標4：障がいや生活困窮、孤立など、さまざまな問題を解決できるまち (一部抜粋)

| 取組                                 | 評価対象の<br>取組数 | 進捗評価 |    |   |   |   |
|------------------------------------|--------------|------|----|---|---|---|
|                                    |              | A    | B  | C | D | E |
| (1) 生活困窮や孤立する住民の把握と支援に努めましょう       | 9            | 1    | 7  | 1 | - | - |
| (2) 障がい等さまざまな生活課題を抱える人の自立支援を進めましょう | 6            | -    | 6  | - | - | - |
| (3) 災害時の要支援者への支援体制を確立しましょう         | 5            | -    | 5  | - | - | - |
| 計                                  | 20           | 1    | 18 | 1 | - | - |

※進捗評価の評価基準は右の通り A：計画以上に進んでいる B：計画道通りに進んでいる  
C：計画より若干遅れている D：計画より大幅に遅れている  
E：事業が実施できていない

### 1 生活困窮や孤立する住民の把握と支援に努めましょう

- 滞納に係る相談を各課で受けつけた際に、生活困窮に係る相談窓口として相談者を保健福祉課や社会福祉協議会へつなぐことができた。
- 民生委員・児童委員の協力のもと、生活困窮者の把握、見守り活動が行えた。
- 児童への虐待について、早期発見をできるように、要保護児童対策地域協議会を有しており、実務者会議を年4回実施している。
- 関係課への周知、住民への相談窓口の周知。

### 2 障がい等さまざまな生活課題を抱える人の自立支援を進めましょう

- 各関係者の協力のもと、生活に困っている方に寄り添った支援が行えた。
- 相談支援活動は、適宜行政担当課と連携を取りながら相談対応することができた。
- 専門性のある人材の確保。

### 3 災害時の要支援者への支援体制を確立しましょう

- 災害時要支援者台帳の新規対象となる方に対して登録案内、登録者の情報更新に努めた。
- 消防、警察をはじめとする関係機関と定期的な情報伝達訓練を実施した。
- 災害時に備えてアルファ化米や飲料水等の食料のほか、段ボールベッド等の防災備蓄品の充実を図った。
- 区の存続など多様な背景のもと、町民全員参加の訓練が難しくなっている。
- 災害時要支援者台帳登録者の伸び悩み、地域での活用に向けた取組の実施。

## 基本目標5：尊重し合い、支え合う絆のあるまち（一部抜粋）

| 取組                                      | 評価対象の<br>取組数 | 進捗評価 |    |   |   |   |
|---|--------------|------|----|---|---|---|
|   |              | A    | B  | C | D | E |
| (1) 誰もが互いに尊重し合える<br>地域を築きましょう           | 9            | -    | 9  | - | - | - |
| (2) 住民の支え合いのある<br>地域福祉コミュニティを<br>築きましょう | 13           | -    | 13 | - | - | - |
| 計                                       | 22           | -    | 22 | - | - | - |

※進捗評価の評価基準は右の通り A：計画以上に進んでいる B：計画道通りに進んでいる  
C：計画より若干遅れている D：計画より大幅に遅れている  
E：事業が実施できていない

### 1 誰もが互いに尊重し合える地域を築きましょう

- 町人権教育推進協議会において、「人権学習講座」、「人権尊重をめざす市民のつどい」および、人権啓発広報紙「あけぼの」の発行を行った。
- 地域福祉権利擁護事業において、保健福祉課や権利擁護サポートセンター、包括支援センター等と協働し、本人の権利擁護に努め本人が自立し安心して地域生活を送ることができるよう支援を実施。
- 教育機関等と連携し、生徒のニーズに応じた福祉教育を実施。
- 地域福祉権利擁護事業において、支援対象者へのアウトリーチを行う必要がある。
- 福祉教育における当事者体験談の担い手の不足（高齢化）。

### 2 住民の支え合いのある地域福祉コミュニティを築きましょう

- 文化教養講座等で世代関係なく、地域の方のコミュニケーションの場をつくること  
ができた。
- 福祉連絡会や福祉講座、総合相談などの事業（事案）を通じて、地域住民と協働し、  
見守り活動の重要性について理解を深めた。
- 各福祉関係団体との交流会事業の実施を通して会員相互の親睦、相互理解を図った。
- 担い手不足などの問題を解決する必要がある。
- 高齢者への見守りについては、意識が向上しているが、児童や障がいのある人への  
見守り意識をさらに高める必要がある。
- 更なるボランティアニーズの把握の強化。

## 5 課題のまとめと今後の方向性

### (1) 子どもも若者が活躍でき、誰もが住みよいまちに

本町では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が2018年度（平成30年度）以降ほぼ横ばいで推移しており、徐々に高齢化が進む中で、若者が活躍できる取組を行うことで誰もが住みよいまちにしていけることが重要となっています。

住民アンケート調査をみると、「機会があれば町外へ出たい」では20歳代が最も高く、地域福祉への関心や住民活動の参加意向も低くなっていることが分かります。また、日常生活で不安に思っていることについて、10歳代、20歳代では生活費など経済的な問題や仕事などの項目が高くなっているため、若者に向けて本町の魅力を啓発する必要があります。

若者の町外流出を防ぎ、町内で活躍してもらうために、地域行事やイベントに参加しやすい環境づくりや居場所づくり、世代間交流の場の設置等を行い、子どもや若者がまちで活躍したくなるまちづくりに取り組む必要があります。

### (2) 住民の誰もが安心して生きる喜びを実感できるまちに

住民アンケートやワークショップの結果をみると、住民同士のつながりの希薄化や福祉人材の担い手不足、情報発信が不十分という意見が多く挙がっています。子どもや若者だけでなく、高齢者や障がいのある人、生活困窮者など本町で生活する誰もが安心して生きる喜びを実感できるまちをめざすことが重要となっています。

行政だけでなく、住民や社会福祉協議会、関係団体等が連携し、切れ目なく支援を提供できる体制を整備していく必要があります。

### (3) 見守り合い、支え合いが広がるまちに

地域住民のつながりが希薄化し、地域福祉活動への関心が薄れている中で住民同士の見守り合い、支え合いをこれまで以上に強化していく必要があります。

住民アンケート調査をみると、地域での助け合いについて、「できること」が「してもらいたいこと」をほとんどの項目で上回っており、実際の支援に結び付けられるようマッチングを図ることが重要です。

高齢化が進み、孤立・孤独や自然災害への懸念など、地域での見守り合いや支え合いが重要となる課題が多くなってきています。本町の地域資源を活かしながら、支え合いを広げることでお互いが理解し合い、地域共生社会の実現をめざしていくことが重要です。

# 第3章 計画の基本理念と将来像

## 1 基本理念と将来像

高齢化や核家族化が進む中、地域における支え合いや隣近所のつながり等が希薄化しています。住民が相互に助け合い、一人ひとり自分らしく活躍できる豊郷町を実現するためには、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、あらゆる住民へ呼びかけ、また、声をかけ合い、理解と協力を得る努力を継続することが大切です。また、これからの時代に合った地域における支え合いの仕組みを構築していくことが求められます。

前回計画の成果や本町の課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、前回掲げた基本理念・将来像を継承し今回の基本理念・将来像を次のように掲げます。

### (1) 基本理念

#### ■ 1. 子ども・若者が主役のまち

子どもや若者が自分たちの生まれたまちに誇りを持ち、自ら、主体的に学び、成長し、働き、子育てができるまちをめざします。

#### ■ 2. 生きる喜びを実感できるまち

子どもから高齢者までのライフステージにおいて誰もが経験する困難や不安を乗り越え、誰もが喜びや生きがいを実感できるまちをめざします。

#### ■ 3. 見守り合い、支え合いのまち

私たちは、地域のつながりや地域活動を通じ、隣近所の見守り合いと支え合いのあるまちをめざします。また、性別・年齢・障がいの有無などによる偏見や差別だけでなく、あらゆる差別をなくし、互いの人権を尊重し合えるまちをめざします。

### (2) 将来像

誰もが 輝き 生きる喜びを共に  
実感できるまち とよさと

## 2 基本目標と基本施策

めざす将来像である「誰もが 輝き 生きる喜びを共に 実感できるまち とよさと」の実現をめざし、本町の現状と課題を踏まえ、前回計画に引き続き、下記の5つを基本目標として設定します。

### 基本目標1 子ども・若い世代が元気に活躍できるまち

施策

- (1) 子ども・若い世代が活躍できる地域づくりを進めましょう
- (2) 若い世代が住み続けたいくなる地域づくりを進めましょう

### 基本目標2 安心して子育てができるまち

施策

- (1) 安心して子育てができる環境づくりを進めましょう
- (2) 地域子育て支援ネットワークを築きましょう

### 基本目標3 高齢者がすこやかにいつまでも自分らしく 過ごせるまち

施策

- (1) 健康づくり活動を地域で進めましょう
- (2) 高齢者の経験を活かせる場づくりを進めましょう
- (3) 高齢者の移動支援の仕組みを築きましょう

### 基本目標4 障がいや生活困窮、孤立など、さまざまな問題を 解決できるまち

施策

- (1) 生活困窮や孤立する住民の把握と支援に努めましょう
- (2) 障がい等さまざまな生活課題を抱える人の自立支援を進めましょう
- (3) 災害時の要支援者への支援体制を確立しましょう

### 基本目標5 尊重し合い、支え合う絆のあるまち

施策

- (1) 誰もが互いに尊重し合える地域を築きましょう
- (2) 住民の支え合いのある地域福祉コミュニティを築きましょう

# 第4章 施策の展開

## 1 子ども・若い世代が元気に活躍できるまち

本町では、全国と比べて年少人口が減少していません。一方で、若い世代の町外への移住志向は他世代に比べて高く、地域との交流が盛んとはいえない面もあります。

まちの宝である子どもや若い世代が、地域活動・地域交流に積極的に参加できるような機会を充実し、まちに愛着をもって育ち、本町に住み続けたいくなる、また帰ってきたいくなるようなまちづくりに向けて、取組を進めていきます。

### 基本施策1：子ども・若い世代が活躍できる地域づくりを進めましょう

#### みんなの役割

##### 【住民や地域の役割】

- ・ イベントや行事等の運営への若い世代の参加の機会づくりに努めましょう。
- ・ 若い世代は住民活動に積極的に参加しましょう。

##### 【町の役割】

- ・ 空き家・空き店舗の有効な活用を図ります。
- ・ 地域資源を活かした行事やイベントへの子どもや若い世代の積極的な参加を呼びかけます。
- ・ 若い世代が気軽に集い、お互いに話し合える場や機会づくりに努めます。

#### 地域福祉推進の取組

| 取組施策                                    | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|---|--|------------|---|-----|--------|
|   |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 地域における子育て支援の充実<br>【子育て支援センター】           | 子どもと大人の関係づくりや、子どもを交えた地域交流活動の促進を通じて、地域活動の中で子どもが活躍できる機会の充実を図ります。               | ○          | ◎ | ○   | ○      |
| 空き家・空き店舗の多世代コミュニティへの活用<br>【企画振興課・保健福祉課】 | 空き家・空き店舗について多世代コミュニティハウス（あったかほーむ等）に活用するなど、地域資源の活用を図り、地域交流や多世代交流の機会づくりを支援します。 | ◎          | ○ |     | ◎      |
| 子どもが安心して遊べる場づくり<br>【社会教育課・健福祉課】         | 豊栄のさとの公園機能の拡充や豊郷スポーツ公園等について、子どもが安心して遊ぶことができるよう引き続き整備を図り、一層の活用促進を進めます。        |            | ◎ | ○   |        |

◎主体者 ○協力者・参加者

| 取組施策                    | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|-------------------------|--|------------|---|-----|--------|
|                         |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 青少年の健全育成<br><br>【社会教育課】 | 関係団体との連携により、地域ぐるみで子どもを守り育てる体制整備を図るとともに、子ども会を中心とした青少年の自主的な社会参加活動等を促進するなど、子どものニーズに合わせて青少年の健全育成に努めます。 | ◎          | ○ | ○   |        |

◎主体者 ○協力者・参加者

## 町社協の取組

### 福祉教育・啓発、人権教育の推進

福祉教育事業として、小学校児童が福祉への理解を深められるよう、引き続き理解しやすい授業づくりについて担当教員とともに協議しながら、体験学習や講師派遣により、生徒の福祉意欲向上をめざします。

## 基本施策2：若い世代が住み続けたいくなる地域づくりを進めましょう

### みんなの役割

#### 【住民や地域の役割】

- ・若い世代が住み続けたいくなるよう、若い世代と積極的に交流しましょう。
- ・地元での就労の機会づくりに協力しましょう。

#### 【町の役割】

- ・住宅整備や公共交通の利便性の向上など、若者が住みたいくなるまちづくりに努めます。
- ・若い世代の起業支援や雇用の場づくりに努めます。

### 地域福祉推進の取組

| 取組施策                          | 取組内容  | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|-------------------------------|---|------------|---|-----|--------|
|                               |   | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 地域交通の利便性の向上<br>【企画振興課】        | 広域的な連携のもと、湖東圏域（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）における公共交通サービスとして予約型乗合タクシー「愛のリタクシー」の一層の利便性の向上に努め、多世代の利用を促進します。 | ○          | ◎ |     | ○      |
| 空き家・空き店舗の活用<br>【企画振興課】        | 空き家・空き地情報バンクを充実し、若い世代の転入・定住を促進します。  | ○          | ◎ |     |        |
| 起業支援や雇用の場づくり<br>【企画振興課・産業振興課】 | ハローワークや商工会等関係機関と連携し、起業支援や若者の雇用就業機会の確保に努めます。   | ○          | ○ |     | ◎      |

◎主体者 ○協力者・参加者

## 2 安心して子育てができるまち

本町では、小中学校の給食費無償化や高校生世代までの医療費無料化等子育て支援が充実しており、また豊かな自然環境も子育て世代から支持を得ています。一方で、社会的に子どもへの虐待などが問題となっており、地域ぐるみで見守る意識づくりが大切です。

今後も良好な子育て環境を維持しつつ、関係機関同士の連携や地域ぐるみの協力体制をより強化し、「地域の子どもは地域で育てる」という意識をもって、本町に暮らす親子がともに安心して楽しみながら子育てができるまちをめざして、取組を進めていきます。

### 基本施策1：安心して子育てができる環境づくりを進めましょう

#### みんなの役割

##### 【住民や地域の役割】

- ・「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ちましょう。
- ・子育てをしている人の不安や悩みを感じたら、やさしく声をかけ、話を聞きましょう。
- ・各地域の公園について、子どもたちが安心して遊べるよう管理と整備に努めましょう。

##### 【町の役割】

- ・すべての子育て世帯に対する教育・保育、相談支援サービスの充実に努めます。
- ・子育て支援センターの周知と利用促進に努めます。
- ・地元事業所に対する企業主導型保育事業の促進に向けた検討を進めます。
- ・交通安全対策や防犯対策の充実等、安心して子育てができる環境整備を進めます。

#### 地域福祉推進の取組

| 取組施策  | 取組内容  | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|---|---|------------|---|-----|--------|
|   |   | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 子ども・子育て支援体制の充実<br>【医療保険課、子育て支援センター、保健福祉課、学校教育課】 | 子育て支援センターのさまざまな活動を充実し、保護者同士のつながりづくりを支援します。また、発達支援の仕組みづくりに向けて、関係機関との連携強化のもと相談機会の充実を図ります。                         | ○          | ◎ | ○   |        |
| 幼児教育・保育の充実<br>【学校教育課】                           | 多様化する教育・保育ニーズの把握に努め、計画的な教育・保育提供体制の整備を図るとともに、教育・保育施設や設備の充実、安全性の確保、必要に応じた認定こども園の設置検討、幼稚園教諭や保育士の増員・処遇改善内容の精査を行います。 |            | ◎ | ○   | ○      |
| ひとり親家庭への支援の充実<br>【保健福祉課】                        | 関係機関との連携を進めるとともに、安定的な人材の確保とひとり親家庭のニーズを早期に把握するための啓発活動、必要とする制度を紹介できるよう整理を図ります。                                    |            | ◎ | ○   |        |

◎主体者 ○協力者・参加者

| 取組施策   | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|--|--|------------|---|-----|--------|
|  |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 食育の推進と生活習慣の確立<br>【医療保険課、学校教育課、幼稚園、保育園、産業振興課】 | 地産地消の取組を通じた食育の推進や、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣の確立等、各家庭や地域と連携しながら取組を進めていきます。                                | ◎          | ◎ |     | ○      |
| 交通安全施設の整備<br>【地域整備課】                         | 交通事故多発地点や危険箇所の把握に努めるとともに、特に通学路について、安全に通学できる道路環境の確保を図ります。   |            | ◎ |     |        |
| 交通安全意識の高揚<br>【総務課】                           | 交通安全の関連団体等との連携のもと、子どもたちへの交通安全教育の充実を図ります。   | ◎          | ○ | ○   |        |
| 防犯対策の充実・強化<br>【総務課、地域整備課、社会教育課】              | 犯罪を招かない環境整備（防犯灯、危険箇所改善）を進めるとともに、地域住民の共助による見守り活動やパトロールを推進します。また、「こども110番のいえ」の設置を促進し、子どもや保護者に向けた啓発を行います。 | ◎          | ◎ | ○   |        |
| 病児・病後児保育の推進<br>【保健福祉課】                       | 湖東定住自立圏において、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを、医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業を推進します。                             | ○          | ◎ |     |        |
| ファミリー・サポート・センター事業の推進<br>【保健福祉課】              | 働く人の仕事と家庭生活の両立支援を目的に、湖東定住自立圏において育児の援助を行う人（援助会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）をファミリー・サポート・センターが繋ぎ、子育てを支援します。        | ◎          | ○ |     |        |

◎主体者 ○協力者・参加者

## 基本施策2：地域子育て支援ネットワークを築きましょう

### みんなの役割

#### 【住民や地域の役割】

- ・地域行事等について、親子で参加しやすい内容等を検討し、参加の機会づくりに努めましょう。
- ・日頃から子どもに積極的に声をかけ、見守りや居場所づくりに参加しましょう。
- ・「子ども食堂」に協力しましょう。

#### 【町の役割】

- ・地域一体となった教育力の向上を図るため、地域と学校の連携を支援します。
- ・地域子育て支援ネットワークの構築を支援します。
- ・「子ども食堂」の取組支援に努めます。

### 地域福祉推進の取組

| 取組施策                            | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|---------------------------------|--|------------|---|-----|--------|
|                                 |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 開かれた学校づくり<br><br>【学校教育課】        | 地域の声を学校に活かすとともに、保護者や地域住民を定期的にゲストティーチャーとして招へいするなど、地域の人材活用を積極的に進め、地域一体となった教育力の向上を図ります。 | ◎          | ○ |     | ○      |
| 地域子育て支援ネットワークの構築<br><br>【医療保険課】 | 子どもや子育て世帯が地域で孤立しないよう、見守りや居場所づくりを進めるとともに、子育てに関する情報を共有できる地域子育て支援ネットワークづくりを支援します。       | ◎          | ◎ | ◎   | ◎      |
| 「子ども食堂」の取組支援<br><br>【保健福祉課】     | 「子ども食堂」が開設、存続、拡大できるよう、担い手の確保等支援に努めます。  | ◎          | ○ | ○   |        |
| 放課後児童健全育成事業の充実<br><br>【学校教育課】   | 保護者の就労、疾病、その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場などより多くの場を提供できるよう努めます。       |            | ◎ |     |        |

◎主体者 ○協力者・参加者

### 3 高齢者がすこやかにいつまでも自分らしく 過ごせるまち

本町においても高齢化が進行しています。また、地域福祉に携わる人材不足が問題となっている現状において、支援する側、支援される側という見方にこだわらず、高齢者もこれまでに培った知識や能力を十分に活かして、主体的に活動することが求められています。

高齢者が自分らしく、できる限り健康に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、また地域社会においていきいきと活躍できるまちづくりに向けて取組を進めていきます。

#### 基本施策1：健康づくり活動を地域で進めましょう

##### みんなの役割

###### 【住民や地域の役割】

- ・日頃からの運動習慣や健康的な食生活等、介護予防に努めましょう。
- ・認知症の理解に努めましょう。
- ・地域で行われるスポーツ・文化活動に積極的に参加しましょう。

###### 【町の役割】

- ・地域包括支援センターの体制を整備し、ずっと安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- ・健康づくりの意識の高揚を図り、心身の健康に関する情報提供、スポーツ活動の機会づくりなどに努めます。
- ・認知症の早期発見および治療のための取組を推進します。
- ・認知症に対する住民の正しい理解を進めるため、周知啓発に努めます。

###### 【町社協の役割】

- ・在宅高齢者が心身ともに健康な生活が送れるよう支援を進めます。
- ・要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

##### 地域福祉推進の取組

| 取組施策                                  | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|---------------------------------------|--|------------|---|-----|--------|
|                                       |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 地域包括支援センターの体制整備<br>【医療保険課】            | 専門職の確保を積極的に図るとともに、多職種による連携会議の定期的な開催や、住民参加の会を設け、町の課題や必要な施策等についての検討や事業の周知啓発を行います。                              |            | ◎ | ◎   |        |
| 介護予防・生活支援および認知症予防の推進<br>【医療保険課、保健福祉課】 | 高齢者がいつまでも健康に暮らせるよう、介護予防に関する啓発や認知症予防・閉じこもり予防をはじめとする地域支援事業を進めます。また、生活支援コーディネーターを活用し、必要な生活支援サービスの実施に向けた検討を進めます。 |            | ◎ | ◎   |        |

◎主体者 ○協力者・参加者

| 取組施策                        | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|-----------------------------|--|------------|---|-----|--------|
|                             |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 認知症施策の推進<br>【医療保険課】         | 地域での認知症の理解啓発を推進するとともに、認知症キャラバン・メイト研修を広域で定期的に行い、積極的に認知症サポーターなどの人材育成を図ります。また、認知症に関する相談窓口等の周知・啓発活動も継続して実施します。 | ◎          | ◎ | ◎   |        |
| 住民主体の健康づくりの支援<br>【医療保険課】    | 「自分の健康は自分でつくる」という基本理念のもと、住民一人ひとりの健康づくり意識を啓発するとともに、健康推進員の確保に努め、各地区に健康推進員を配置することで地域ぐるみの健康づくりを支援します。          | ◎          | ○ | ○   |        |
| 生活習慣病の発症予防と重症化予防<br>【医療保険課】 | 若いうちからの生活習慣病予防意識の向上を図るとともに、各種健診の受診勧奨や、生活習慣の改善に向けた情報提供など、発症予防・重症化予防に向けた取組を推進します。                            | ◎          | ○ | ○   |        |
| 生涯スポーツの推進<br>【社会教育課、保健体育課】  | 高齢になってもスポーツに親しめるよう、年齢やライフスタイルに応じた多様なスポーツプログラムや健康づくりプログラムなどの導入に努めます。  | ◎          | ○ | ○   |        |

◎主体者 ○協力者・参加者

## 町社協の取組

### 生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービスセンター運営事業）

転倒予防教室や認知症予防教室、世代間交流等さまざまな活動を通じて、利用者の心身機能の維持向上を図りながら、自主的な活動や利用者同士のつながり、仲間づくりを通して、地域においてよりよい生活への意欲や喚起が図れる環境づくりを引き続き推進します。

### 居宅介護支援事業

利用者ならびにその家族の本意に沿い、住み慣れた環境のなかで生活が継続できるよう、また、利用者の心身機能の状態や家族の介護力等の維持・改善が図れるようケアマネジメントを行います。

### 通所介護事業

利用者ならびにその家族の悩みやニーズを聞き取り、迅速な対応を図りつつ、介護が必要な状態になっても可能な限り本人の能力や意欲を引き出します。利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

## 基本施策2：高齢者の経験を活かせる場づくりを進めましょう

### みんなの役割

#### 【住民や地域の役割】

- ・地域活動に関心を持ち、サークル活動や団体活動に積極的に参加しましょう。
- ・これまでに培った知識や技術を活かして、子どもや若い世代との交流活動に参加しましょう。

#### 【町の役割】

- ・これまでに培った知識や能力を活かせる「プラチナ人材」の新たな展開を図ります。
- ・高齢者が知識や経験を活かすことができる地域デビューを支援します。
- ・あったかほ一むでの活動の周知を図るとともに、活動支援に努めます。

### 地域福祉推進の取組

| 取組施策                                    | 取組内容  | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|---|---|------------|---|-----|--------|
|   |   | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 高齢者の社会参加の促進<br><br>【全課】                 | 高齢者の社会参加への意識づけを高めていくために、シルバー人材センター、老人クラブ、いきがい協働センター、隣保館等地域活動への支援に取り組むとともに、高齢者の自主的な参加を促せるような学習の場・企画の検討を行います。 | ◎          | ○ |     |        |
| 「プラチナ人材バンク」の設立支援<br><br>【保健福祉課】         | 地域において、高齢者が自分の知識や能力を活かして活躍できる「プラチナ人材バンク」の設立を支援します。  | ◎          | ○ | ○   | ◎      |
| 空き家・空き店舗の多世代コミュニティへの活用（再掲）【企画振興課、保健福祉課】 | 空き家・空き店舗について、多世代コミュニティハウス（あったかほ一む等）を活用するなど、地域交流や多世代交流の機会づくりを支援・充実します。                                       | ◎          | ○ |     | ◎      |

◎主体者 ○協力者・参加者

### 町社協の取組

#### 地域で実践できる福祉講座

「いきがい活動」等の福祉講座の内容を受講者が地域に持ち帰ることで、健康なシニア世代が自分らしく地域で活躍できるよう支援します。

## 基本施策3：高齢者の移動支援の仕組みを築きましょう

### みんなの役割

#### 【住民や地域の役割】

- ・移動支援の取組（愛のりタクシー、すまいるたうんばす）の啓発に協力しましょう。
- ・自動車や自転車を利用する際は、交通マナーを守り、安全運転に努めましょう。

#### 【町の役割】

- ・愛のりタクシーの充実や共助による移動支援の仕組みづくりを推進します。
- ・関係機関と協力し、高齢者向けの自転車講習会の開催を検討します。

#### 【町社協の役割】

- ・町内を巡回する「すまいるたうんばす」について、住民の利便性を優先した運行を検討します。

### 地域福祉推進の取組

| 取組施策                           | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|--------------------------------|--|------------|---|-----|--------|
|                                |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 地域交通の利便性の向上（再掲）<br><br>【企画振興課】 | 広域的な連携のもと湖東圏域（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）における公共交通サービスとして予約型乗合タクシー「愛のりタクシー」を運行し、駅や病院等への移動を支援します。また、住民の共助による移動支援の仕組みづくりについて検討を進めます。 | ○          | ◎ |     | ○      |
| 高齢者への自転車運転講習<br><br>【総務課】      | 自動車運転免許証自主返納に伴い高齢者の自転車利用の増加が想定されることから、安全な自転車運転技術の向上のため、関係機関と連携して高齢者向けの自転車運転講習の開催を検討します。                                    | ○          | ◎ | ○   | ○      |

◎主体者 ○協力者・参加者

### 町社協の取組

#### 町内巡回バス運行事業（すまいるたうんばす運行事業）

「高齢者、障がいのある人等の外出支援」の目的に沿い、今後も引き続き安全性を追求するとともに、利用に対しての周知啓発を行うなど、利用者の利便性の向上を考慮した事業展開を検討します。

## 4 障がいや生活困窮、孤立など、さまざまな問題を解決できるまち

障がいのある人が、地域で自分らしく暮らしていけるよう、また、保護者なき後も安心して生活をするために、一人ひとりに寄り添った親身な支援と、地域住民の理解や見守り体制の確立が求められています。

さまざまな要因で、生活に困窮している住民を把握し、生活支援や自立支援を行うために地域住民をはじめ民生委員・児童委員なども含め、連携したネットワークの構築を進めます。

### 基本施策1：生活困窮や孤立する住民の把握と支援に努めましょう

#### みんなの役割

##### 【住民や地域の役割】

- ・見守りや声かけ活動に積極的に参加しましょう。
- ・日々の暮らしの困りごとの解決に近所で協力しましょう。

##### 【町の役割】

- ・生活困窮などの悩みや困りごとを気軽に相談できる窓口の設置の検討を進めます。
- ・地域ごとに生活困窮者の把握のための見守りネットワーク活動を支援します。

##### 【町社協の役割】

- ・心配ごと相談（法律相談）の対応の充実に努めます。
- ・福祉全般に関する身近な相談対応に努めます。

#### 地域福祉推進の取組

| 取組施策                           | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|--------------------------------|--|------------|---|-----|--------|
|                                |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 生活困窮者等の把握<br>【保健福祉課】           | 生活困窮者の把握のため、各課と連携し、税金、家賃、水道、保育料等の滞納世帯の調査等に努めます。また、生活困窮の相談窓口の周知を図ります。 | ○          | ◎ | ○   |        |
| 相談窓口の充実と生活支援サービスの充実<br>【保健福祉課】 | 生活に関するさまざまな相談に対応できる相談窓口の周知とともに、個別の生活支援対応の充実に努めます。                    | ○          | ◎ | ◎   |        |
| 地域の見守り体制の充実<br>【保健福祉課】         | 民生委員・児童委員や地域住民との協働による生活困窮者等の把握や日常の見守り活動の充実に努めます。                     | ◎          | ○ | ◎   | ○      |
| 孤立することのない地域福祉のまちづくり<br>【保健福祉課】 | 一人暮らし高齢者世帯等へ孤立防止のための支援制度の周知や情報提供の充実に努めます。                            | ◎          | ◎ | ◎   | ○      |

◎主体者 ○協力者・参加者

| 取組施策                                       | 取組内容  | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|--|---|------------|---|-----|--------|
|  |   | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 高齢者や児童への虐待、DV対策<br><br>【保健福祉課、人権政策課、学校教育課】 | 周りの人の「気づき」を通報につなげることが、虐待やDVの解決への一歩となります。このため、地域での虐待、DV防止見守り活動の体制づくりに努めます。より早期に発見できるよう、職員向けの虐待防止研修の実施および虐待防止パンフレットの配布等を行い、虐待防止に係る正しい知識を身につけるとともに早期発見のネットワークの拡充を図ります。 | ○          | ◎ | ◎   | ○      |

◎主体者 ○協力者・参加者

## 町社協の取組

### 生活福祉資金貸付事務事業（総合相談事業）

低所得者や高齢者、障がいのある人の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした生活福祉資金貸付制度の適切な申請事務を行っています。

### 心配ごと相談対応業務（総合相談事業）

法律に関係する相談対応を行います。

（家庭、離婚、金銭貸借、財産相続、事故などの相談に行政書士等が対応）

### 生活困窮者自立支援事業（総合相談事業）

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築する目的で事業を実施します。（広域）

- （１）生活困窮者を早期に把握、早期に支援
- （２）生活困窮者の抱える課題を評価、分析し、ニーズを把握
- （３）地域ネットワークの強化等の地域づくり

### 一時生活援助（支援）事業（総合相談事業）

一時生活支援事業は、豊郷町に居住する生活困窮世帯であって、現に生活に困窮している方を対象として、生活保護、年金、給付金等（以下、公的制度）の支給までの間、資金の貸付と必要な相談支援を実施することにより、計画性のある安定した生活の維持を目的に実施します。

## 基本施策2：障がい等さまざまな生活課題を抱える人の自立支援を進めましょう

### みんなの役割

#### 【住民や地域の役割】

- ・障がいのある人もない人もともに理解を深めるための学習機会などへ積極的に参加しましょう。
- ・障がいのある人もない人もともに地域活動等の交流活動に参加しましょう。

#### 【町の役割】

- ・障がいのある人が自分らしく暮らせるよう、支援に努めます。
- ・障がいのある人のさまざまな悩みの相談に対応できるよう相談対応の充実に努めます。
- ・障がいのある人や生活困窮者など、支援を必要とするすべての人を対象とした全世代型地域包括支援センターの体制整備を図ります。

#### 【町社協の役割】

- ・生活困窮者に対する支援事業の充実に努めます。
- ・障がいのある人に対する支援事業の充実に努めます。

### 地域福祉推進の取組

| 取組施策                          | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|-------------------------------|--|------------|---|-----|--------|
|                               |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 特別支援教育の充実<br>【医療保険課、学校教育課】    | 特別支援教育を要する児童・生徒一人ひとりの生活や学習上の困難を改善するため、福祉・教育・医療・労働等のさまざまな関係機関の連携による個別の支援計画（支援ファイル）の作成をはじめ、適切な指導および必要な支援を行います。 | ○          | ◎ | ○   |        |
| 人にやさしい環境整備<br>【地域整備課】         | 外出が不自由な高齢者や障がいのある人、または妊婦など、移動が困難な住民が安心して生活できるよう、公共施設等のユニバーサルデザインの理念に基づいた整備に努めます。                             | ○          | ◎ | ○   | ◎      |
| 相談・情報提供の充実と支援体制の整備<br>【保健福祉課】 | 障がいのある人や生活が困難になっている住民に対し、一人ひとりに寄り添った適切な支援を受けられるよう、相談・情報提供体制および支援体制の整備・強化を図ります。                               | ○          | ◎ | ◎   |        |
| 地域支援体制の整備<br>【保健福祉課】          | 地域住民、民生委員・児童委員と町社協、町の連携を強化し、生活が困難に陥っている住民等に対する支援体制の整備を図ります。  | ○          | ◎ | ◎   |        |

◎主体者 ○協力者・参加者

| 取組施策                                  | 取組内容  | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|---------------------------------------|---|------------|---|-----|--------|
|                                       |   | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 自立支援のための就労・雇用の促進<br><br>【保健福祉課・人権政策課】 | 障がいのある人や生活困窮者の自立支援を図るため、働き・暮らし応援センターやハローワークなど、サービス提供事業所等と連携し、雇用の場へのつなぎの支援や就労後のアフターフォローなど、利用者一人ひとりに合った就労、雇用機会づくりに努めます。 | ○          | ◎ | ◎   | ◎      |

◎主体者 ○協力者・参加者

## 町社協の取組

### 障がい者生活支援事業

障がい者施策に関するさまざまな相談支援を行います。今後も町行政担当課や地域の相談員との連携を密にし、また他のサービス事業者や関係機関とも連携した「総合的な援助」を展開します。

・「いきいきサロン」活動

・相談支援活動等

## 基本施策3：災害時の要支援者への支援体制を確立しましょう

### みんなの役割

#### 【住民や地域の役割】

- ・災害発生時に被災地において救援物資の搬入等の復旧・復興支援を行う災害ボランティア活動を理解し、積極的に参加しましょう。
- ・災害時の避難場所や避難経路について日頃から把握に努め、家族や隣近所での情報の共有を図りましょう。

#### 【町の役割】

- ・南海トラフ地震等、万が一の場合の被害を防げるよう防災・減災対策の強化を図ります。
- ・災害時の避難場所や避難経路について、住民が混乱しないよう十分な情報提供に努めます。

#### 【町社協の役割】

- ・災害ボランティアセンターの設置を町とともに検討します。
- ・災害時要支援者台帳の普及と促進を図ります。

### 地域福祉推進の取組

| 取組施策                        | 取組内容  | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|-----------------------------|---|------------|---|-----|--------|
|                             |   | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 災害時の避難体制および避難行動の誘導<br>【総務課】 | 避難所および避難経路等の情報について日頃から周知徹底を進めます。必要に応じて防災マップを更新するとともに、継続した周知や防災訓練等を通して、避難体制を確立します。         | ◎          | ◎ | ○   | ○      |
| 災害時の要支援者対策<br>【総務課、保健福祉課】   | 災害時要支援者台帳の登録勧奨を行うとともに、地域での活用、対象者の吸い上げを行っていきます。関係課の連携をより密にし、災害時要支援者の情報の共有化による支援体制の強化に努めます。 | ◎          | ◎ | ◎   | ○      |
| 災害時情報ネットワークの確立<br>【総務課】     | 消防、警察、医療機関等の防災関係機関との連携による情報ネットワークの確立に努めます。また、関係機関との情報伝達訓練を継続して実施します。                      | ○          | ◎ | ○   | ○      |
| 自主防災組織の育成<br>【総務課】          | 自主防災組織の育成に努めるとともに、町民全員参加の防災訓練を定期的に行います。   | ◎          | ◎ | ○   |        |

◎主体者 ○協力者・参加者

### 町社協の取組

#### 要支援者台帳整備の普及と促進

引き続き災害時要支援者台帳の普及促進を図るとともに、情報の共有化による支援体制の充実・強化に努めます。

## 5 尊重し合い、支え合う絆のあるまち

すべての住民が尊重し合い、支え合う絆のある地域福祉のまちをめざすためには、子どもから高齢者まで一人ひとりが基本的人権を重んじ、主体的に自由で自立した生活を送ることができる地域社会であることが前提となります。

住民の地域活動への参加を通じて一人ひとりが地域住民として互いを尊重し、支え合う機運を高め、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、住民のための新しい地域福祉コミュニティの形成を進めていきます。

### 基本施策1：誰もが互いに尊重し合える地域を築きましょう

#### みんなの役割

##### 【住民や地域の役割】

- ・年齢や性別等の立場を越えてお互いの自分らしい生き方や考え方を尊重し合ひましょう。
- ・子ども・若者とシニア世代が出会い、互いに支え合う機会を大切にしましょう。

##### 【町の役割】

- ・新しい地域福祉コミュニティの精神にもとづく「地域共生社会の実現」のための地域づくりを進めます。

##### 【町社協の役割】

- ・地域福祉について学ぶ機会づくりや住民相互に理解し合える場づくりに努めます。

#### 地域福祉推進の取組

| 取組施策                                     | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|--|--|------------|---|-----|--------|
|  |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 権利擁護の推進・成年後見制度の推進<br>【医療保険課、保健福祉課、企画振興課】 | 高齢者や障がいのある人が尊厳のある生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知や高齢者虐待の早期発見・防止、消費者被害の防止のための啓発活動の充実に努めます。 | ◎          | ◎ | ◎   | ○      |
| 男女共同参画の推進<br>【人権政策課】                     | 男女が互いの人権を尊重し合い、男女共同参画社会の実現をめざすため、「男女共同参画社会基本計画」等の指針づくりを進めます。                     | ◎          | ○ | ◎   | ◎      |
| 人権教育・人権啓発の推進<br>【人権政策課、社会教育課、産業振興課】      | 人権意識を高めるための学習や実践の機会を充実し、人権教育・人権啓発活動を進めます。また、参加しやすい環境や興味をもってもらいやすい内容の検討を行います。     | ◎          | ○ | ○   | ◎      |

◎主体者 ○協力者・参加者

| 取組施策                             | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|----------------------------------|--|------------|---|-----|--------|
|                                  |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 多文化共生のまちづくり<br><br>【人権政策課、住民生活課】 | 国際理解と交流活動の推進を図り、外国人が生活しやすい地域環境の整備に努めます。<br>また、隣保館で行っている事業と本事業をリンクさせ、より多くの場面での交流と親睦を図ることで、より充実した活動の実施に努めます。 | ○          | ◎ | ○   | ○      |

◎主体者 ○協力者・参加者

## 町社協の取組

### 地域福祉権利擁護事業

自らの判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が自立し安心して地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用のための一連の援助を一体的に行っています。

### 福祉連絡会

関係機関の情報の共有を通じて、要支援者の早期発見や問題解決に向けた支援検討、また、さまざまな福祉サービスの情報提供を行うことにより、地域福祉力の向上を図ることを目的に自治会関係者・警察・行政等と連携して行っています。

### 福祉講座

引き続き地域や学校などにおいて福祉に関する講座の開催等の福祉教育の推進に努めます。

### 広報紙「とよさと社協だより」の発行

社会福祉協議会の活動の周知および住民との交流を目的とした広報紙「とよさと社協だより」の誌面充実に努めます。

### 福祉教育ならびに広報啓発活動

福祉教育・啓発・人権教育の推進、福祉用具の貸出を行っています。

## 基本施策2：住民の支え合いのある地域福祉コミュニティを築きましょう

### みんなの役割

#### 【住民や地域の役割】

- ・地域の伝統文化や行事の保存・継承に努めましょう。
- ・地域福祉について理解を深めるため、地域福祉活動への参加に努めましょう。
- ・住民相互に協力し合い、支え合いと絆のある地域福祉コミュニティを築きましょう。

#### 【町の役割】

- ・地区懇談会や住民ワークショップ等の住民参加の機会づくりに努めます。
- ・住民とともに協働による地域福祉コミュニティの形成に努めます。
- ・関係機関との連携による発達支援や障がいのある人、生活困窮者の自立支援の充実をめざし、全世代型地域包括支援センターの体制整備を進めます。

#### 【町社協の役割】

- ・住民ボランティア活動を積極的に支援します。
- ・民生委員・児童委員との連携による地域福祉活動の推進に努めます。

### 地域福祉推進の取組

| 取組施策                             | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|----------------------------------|--|------------|---|-----|--------|
|                                  |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進【社会教育課、産業振興課】 | 江州音頭の保存と普及をはじめ地域に残る歴史・文化および伝統行事等の保存と継承において、小中学校での取組を増やすなど世代間交流の促進を図ります。                | ◎          | ○ | ○   |        |
| 多世代コミュニティの創造【社会教育課】              | 地域福祉コミュニティの形成を図るため、世代間の交流機会の充実とともに多世代同居・多世代コミュニティの育成（一人暮らし高齢者世帯への若者の移住・近居を支援する等）に努めます。 | ◎          | ○ | ○   |        |
| 「お互いさま」のまちづくり【全課】                | 住民相互の助け合いの精神を養うため、地域の環境美化や活性化イベント、さまざまなボランティア活動に参加を促し、「お互いさま精神」の啓発に努めます。               | ◎          | ○ | ○   |        |
| ボランティア連絡協議会の活動の充実・強化【保健福祉課】      | ボランティア連絡協議会の活動支援に努め、また住民ボランティアの登録を促すとともに、町社協と連携してボランティアセンター等の設立を検討します。                 | ○          | ○ | ◎   | ○      |
| 多様な住民参画の場づくり【全課】                 | 多様な住民参画の場づくりとして、住民が自ら企画するコミュニティ活動やイベント活動に対し積極的な支援に努めます。                                | ◎          | ◎ | ◎   | ○      |

◎主体者 ○協力者・参加者

| 取組施策                             | 取組内容   | 役割分担（協働指針） |   |     |        |
|----------------------------------|--|------------|---|-----|--------|
|                                  |  | 住民         | 町 | 町社協 | 企業・事業所 |
| 「地域福祉コミュニティ」の形成<br>【企画振興課、保健福祉課】 | 地域共生のまちづくりとして、住民の自助、地域の互助・共助、町（行政）の公助の連携による「地域福祉コミュニティ」の形成を図ります。             | ◎          | ◎ | ◎   | ◎      |
| 重層的な支援体制の構築<br>【保健福祉課】           | さまざまな課題を抱えた人などが適切な支援に結びつくよう、多機関の連携による分野横断的な相談支援を強化するなど、重層的に支援できる体制づくりをめざします。 | ◎          | ◎ | ◎   | ◎      |

◎主体者 ○協力者・参加者

## 町社協の取組

### 関係機関連携業務

- (1) 町行政との連携
- (2) 民生委員児童委員協議会との連携
- (3) 滋賀県社会福祉協議会および各市町社会福祉協議会との連携
- (4) 法律相談ネットワーク機関および保健・医療・福祉関係機関との連携
- (5) 福祉関係団体・施設との連携

### 地域見守り活動の普及ならびに意識の啓発（住民参加型事業支援事業）

福祉連絡会や福祉講座、総合相談などの事業（事案）を通じて、引き続き地域の住民と協働することで「見守り活動」への意識を啓発する活動に取り組みます。

### ボランティア活動支援

「ボランティア保険」の加入事務を実施しています（災害時等のボランティア活動の紹介等を含む）。また、ボランティア活動の依頼があった際には適宜、ボランティア連絡協議会へ紹介を行うなど必要な調整を行っています。

### 自治会活動支援事業

自治会の各種活動を展開するにあたり必要な物品の購入や施設管理上の修繕などを目的とした助成事業に取り組みます。

### 関係福祉団体活動支援

会員数の減少や高齢化が進みながらも、福祉団体として目的意識をもって取り組もうとする団体を引き続き支援します。

### 赤い羽根共同募金活動への協力

住民の誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域福祉の推進に寄与し、さまざまな地域福祉活動を行う民間団体を支援する赤い羽根共同募金活動に協力します。

### 各種交流事業への支援

世代間交流や、各福祉関係団体間の交流事業を通じて会員間の親睦や相互理解等を図ることができるよう、活発な取組、継続性ある取組を支援します。

# 再犯防止推進計画

## 策定の背景と趣旨

平成 28 年（2016 年）12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国や地方において「再犯防止の取組」を進めることとしています。

国の再犯防止推進計画によると罪を犯した人の再犯の割合が約半数であることから、安心して暮らせるまちづくりのためには、再犯防止に向けた更生保護の活動を通じて、過去に犯罪や非行をした人が地域社会の中で孤立しないように自立に向けて関係団体と連携し、仕組みを構築していくことが重要となります。

## 施策

| 取組施策                   | 取組内容   |
|------------------------|--|
| 「社会を明るくする運動」による啓発・周知活動 | ・保護司会や更生保護女性会などの関係機関と連携して、7月の強化月間に合わせて豊郷町内各所で連携して啓発活動を行っています。    |
| 孤立を生まない仕組みの推進          | ・犯罪や非行を生まないように、地域での見守り活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、社会参加の場や機会の充実を促進します。 |
| 立ち直りに向けた支援             | ・罪を犯した人が再び地域で暮らせるように、住居や就労等の課題の解決に向けて支援を行います。                    |

# 第5章 計画の推進

## 計画の推進と進行管理

### (1) 計画の進行管理

本計画の達成状況については、「豊郷町地域福祉計画推進委員会（仮称）」において、PDCAサイクルを基本とした着実な進行管理を行います。また、必要に応じて計画の見直しを行うことで、柔軟に計画の推進を図ります。



### (2) 計画の周知

本計画の推進においては、住民や町、町社協、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアおよび関係団体・機関など、地域福祉に関わるあらゆる人が、本計画でめざす将来像や今後の方向性について共通の認識を持つ（共有する）ことが大切です。

そのため、広報とよさとや町のホームページ、その他地域におけるさまざまな機会を通じて、本計画、また地域福祉の大切さについて周知・啓発を図ります。

## 1 計画策定経過

| 年月日                          | 内容                    | 備考  |
|------------------------------|-----------------------|---|
| 2022年（令和4年）<br>9月30日～10月21日  | 住民アンケート調査の実施          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布数：1,000件</li> <li>・有効回収数：403件</li> <li>・有効回収率：40.3%</li> </ul>    |
| 2023年（令和5年）<br>6月20日         | 第1回 第2次豊郷町地域福祉計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の概要</li> <li>・アンケート調査結果の報告</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul> |
| 2023年（令和5年）<br>7月26日         | ワークショップの開催            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者：13名<br/>（社会福祉協議会、福祉事業所、NPO法人、ボランティア団体、行政担当者等）</li> </ul>        |
| 2023年（令和5年）<br>8月30日         | 第2回 第2次豊郷町地域福祉計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画（骨子案）の検討</li> </ul>   |
| 2023年（令和5年）<br>11月29日        | 第3回 第2次豊郷町地域福祉計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画（素案）の検討</li> </ul>  |
| 2023年（令和5年）<br>12月14日～12月28日 | パブリックコメントの実施          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント<br/>（町ホームページ、役場窓口他）</li> <li>・意見提出数（0件：0名）</li> </ul>     |
| 2024年（令和6年）<br>2月14日         | 第4回 第2次豊郷町地域福祉計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果報告</li> <li>・計画案の承認</li> <li>・計画概要版の検討</li> </ul>        |

## 2 豊郷町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 29 年 10 月 23 日告示第 28 号)

(設置)

第 1 条 豊郷町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、豊郷町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、計画に関する調査および研究を行い、計画を策定するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、16 人以内で組織する。

- 2 委員は、町長が委嘱し、または任命する。
- 3 委員会には、委員長および副委員長を置く。
- 4 委員長および副委員長は、委員の互選による。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの間とする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 第 6 条の規定に関わらず、この要綱に基づき最初に開催される委員会は町長が招集する。

### 3 豊郷町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

| 所属団体等          | 役職名  | 氏名       |
|----------------|------|----------|
| 豊郷町民生委員児童委員協議会 | 会長   | ◎ 安田 誠兵衛 |
| 豊郷町健康推進員協議会    | 会長   | ○ 竹川 富美子 |
| 豊郷町身体障がい者更生会   | 会長   | 西山 正藏    |
| 豊郷町手をつなぐ育成会    | 相談員  | 石部 みさ子   |
| 豊郷町赤十字奉仕団      | 副委員長 | 北川 美鈴    |
| 青少年育成町民会議      | 会長   | 藤 博之     |
| 滋賀県湖東健康福祉事務所   | 次長   | 竹内 英司    |
| 豊郷町社会福祉協議会     | 課長補佐 | 清水 一平    |
| 豊郷町教育委員会       | 教育次長 | 西山 喜代史   |

◎委員長 ○副委員長

## 4 用語の説明

### 【あ行】

あったかほーむ

高齢者の居場所づくりの一環として設置。ほーむに居住する若者世代と高齢者等地域の住民がふれあう多世代交流の場としても活用されている。

### 【か行】

ゲストティーチャー

地域住民が豊かな経験や知識を活かして学校教育に参加する社会人講師。

権利擁護

利用者に不利益がないように弁護・擁護することの総称。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、苦情解決、運営適正化委員会等が規定されている。また民法では成年後見制度が規定されている。

更生保護女性会

女性としての立場から地域の犯罪・非行の予防活動等さまざまな活動を行っている団体。

高齢化率

総人口に占める65歳以上人口（高齢者人口）の割合。高齢者人口比率ともいう。

子ども食堂

主に子どもの居場所づくりとして月に数回などの頻度で、無償か手軽な価格で食事を提供する活動のこと。

### 【さ行】

災害時要支援者台帳

災害発生時に地域における援護などに役立てることを目的として、被害に遭遇しやすいと言われている一人暮らし高齢者や障がいのある人などの同意を基に、氏名、住所、緊急時連絡先などの情報を登録しておくもの。

シルバー人材センター

健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業又は、その他の軽易な業務に関わる就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実および福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。

|                  |  |
|------------------|--|
| 重層的支援体制<br>整備事業  | 介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、町全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業。             |
| 生活支援<br>コーディネーター | 地域の支え合いの活動を発掘したり、新たな支え合いの担い手の養成をはじめ、活動の推進役を担う。また、サービスを必要としている人と、地域のサービスを結びつけるマッチング機能を担う。   |
| 生活支援サービス         | 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体が提供するサービス。声かけ、配食・見守り、外出支援、家事援助、交流サロン、コミュニティ・カフェなどさまざまな内容がある。                                   |
| 生活習慣病            | これまで「加齢」という要素に着目して用いられてきた「成人病」を生活習慣という要素に着目して捉え直し、再定義された概念。1996年（平成8年）12月の公衆衛生審議会の意見具申において、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義された。 |
| 成年後見制度           | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人に不利益が生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度。  |
| <b>【た行】</b>      |  |
| 多世代<br>コミュニティハウス | 「あったかほーむ」や「子ども食堂」など多世代がふれあう場所。   |
| ダブルケア            | 晩婚化が進み、高齢出産が増加したことなどを背景として、育児と同時に親や親族の介護を担うこと。   |
| 地域包括支援<br>センター   | 地域において公正中立な立場から、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続的ケアマネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止・早期発見および権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。             |

|   |   |
|---|---|
| 地産地消  | 「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化とともに、消費者と生産者を結びつける「地産地消」への期待が高まってきている。                    |
| DV<br>(domestic violence<br>: ドメスティック・<br>バイオレンス) | 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力を言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。  |
| 特別支援教育  | 障がいのある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点から、幼児・児童生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。             |
| <b>【な行】</b>                                       |   |
| 認知症<br>キャラバン・メイト                                  | 全国キャラバン・メイト連絡協議会では、都道府県、市区町村など自治体と全国規模の企業・団体等と協催で認知症サポーター養成講座の講師役（キャラバン・メイト）を養成し、自治体事務局等と協働して「認知症サポーター養成講座」を開催している。     |
| 認知症サポーター  | 認知症サポーター養成講座を受けた人。認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。活動内容は人それぞれで、自分でできる範囲で活動してもらう。   |
| <b>【は行】</b>                                       |   |
| 8050 問題   | 高齢の親とその子どもの世帯が、収入が途絶えたり、病気や介護が必要な状態になるなど、複合的な課題を抱えることで、孤立・困窮してしまうという問題。「80 歳代の親と 50 歳代のひきこもりの子どもが同居している」といった状況から呼ばれている。 |
| 発達障がい   | 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性症候群、その他これに類する脳機能の障がいのこと。   |
| パブリックコメント   | 政策形成過程で、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して、政策決定を行うもの。   |

|               |   |
|---------------|---|
| P D C Aサイクル   | Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（見直し・改善）の作業を繰り返しながら、継続的に改善するための経営管理手法で、指標や数値を用いて、施策や事業の進捗状況や成果を評価し、課題や解決方法の検討をするための仕組み。                      |
| 病児・病後児保育      | 「病児保育」とは、保育所に通っている子どもが病気になったとき、親が仕事を休めないときには親に代わって病気の子どもの世話をするもの。「病後児保育」とは、病気は治っているものの、まだ本来の状態に戻っておらず、普通の保育メニューを受けることが難しい回復期の子どもを親に代わって世話をするもの。 |
| ファミリーサポートセンター | 地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。   |
| プラチナ人材        | 本計画では、知識・経験を活かしてボランティア活動に参加する人材をプラチナ人材と呼ぶ。  |
| 保護司           | 法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための啓発に取り組むなど、安心・安全な地域社会づくりのために活動している。  |
| <b>【や行】</b>   |   |
| ヤングケアラー       | 法定上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。  |
| ユニバーサルデザイン    | 施設や道具、仕組み等が、すべての人にとって利用、享受できる仕様・デザインとなっていること。   |
| <b>【わ行】</b>   |   |
| ワークショップ       | 研究集会、参加者が自主的に体験する講習会。まちづくりや学習活動において、価値観や立場の違いを持つ複数の人が同じテーマのもとに話し合い、方向性や取組方針などを求める手法。  |

## 第2次豊郷町地域福祉計画

---

発行：豊郷町

発行年月：令和6年3月 編集：豊郷町保健福祉課  
〒529-1169 滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375 番地  
TEL:0749-35-8116 FAX:0749-35-4588  
E-mail:hokenhukushi@town.toyosato.shiga.jp